

# 河南町災害廃棄物処理計画

令和8年3月

河南町



# 目次

1 編 総則	1
1 章 背景及び目的	1
2 章 本計画の位置づけ	1
3 章 基本的事項	3
(1) 対象とする災害	3
(2) 対象とする災害廃棄物	4
(3) 災害廃棄物処理の基本方針	5
(4) 処理主体	5
(5) 地域特性と災害廃棄物処理	5
(6) 教育訓練・研修	6
2 編 災害廃棄物対策	7
1 章 組織体制・指揮命令系統	7
(1) 町災害対策本部	7
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	8
2 章 情報収集・連絡	11
(1) 町災害対策本部との連絡及び収集する情報	11
(2) 国、近隣他都道府県等との連絡	12
(3) 大阪府との連絡及び報告する情報	13
3 章 協力・支援体制	14
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	14
(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	14
(3) 民間事業者団体等との連携	15
(4) ボランティアとの連携	16
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	17
4 章 住民等への啓発・広報	19
5 章 一般廃棄物処理施設等	20
(1) 一般廃棄物処理施設の現況	20
(3) 生活ごみ	23
(4) 避難所ごみ	26
(5) 片付けごみ	27
6 章 災害廃棄物処理対策	31
(1) 災害廃棄物処理の全体像	31
(2) 発生量・処理可能量	32
(3) 処理スケジュール	34
(4) 処理フロー	35
(5) 仮置場	36
(6) 環境対策、モニタリング	48
(7) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)	49
(8) 選別・処理・再資源化	53
(9) 最終処分	53
(10) 広域的な処理・処分	53
(11) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	54
(12) 思い出の品等	54
(13) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策	54
7 章 災害廃棄物処理実行計画	55
8 章 処理事業費等	56
9 章 災害廃棄物処理計画の見直し	58



## 1編 総則

### 1章 背景及び目的

大規模地震による災害は、被害が広い範囲に及び、建物被害によるがれきや避難所からのごみ・し尿などの災害廃棄物が大量に発生し、また道路網の途絶等に伴い一般廃棄物についても平常の収集・処理を行うことが困難になる。これらに対して、事前に十分な準備と対策を検討しておく必要がある。「河南町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、河南町国土強靱化地域計画に基づき「河南町地域防災計画」を補完し、全町域に係る災害廃棄物処理に関し、想定される地震に対し事前準備や発災後の処理体制の整備など、河南町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

また、災害時には、災害対策本部等から収集・報告される各種情報と、本計画等に基づき、「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを必要に応じて見直し、その結果を反映させるものとする。

なお、本計画は可能な範囲において、風水害等、他の災害廃棄物の処理にも準用するものとする。

### 2章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき、大阪府が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として位置付ける。また、本町の廃棄物全般にわたる基本的な計画である「河南町ごみ処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

なお、本計画は、河南町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

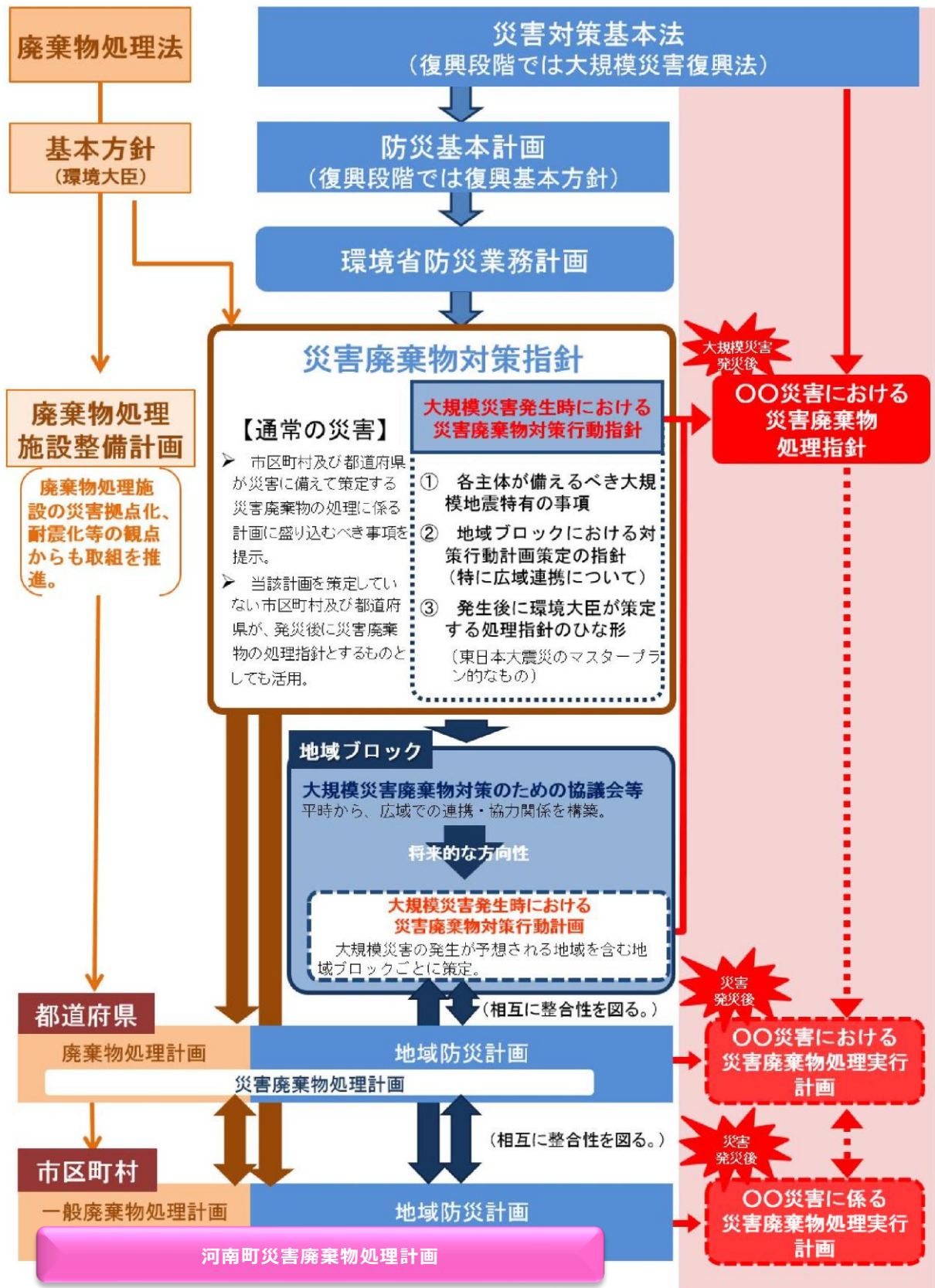


図 1-2-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

### 3章 基本的事項

#### (1) 対象とする災害

本計画で想定する災害については、地域防災計画で対策上想定すべき災害（地震災害、水害）を対象とする。

表1-3-1 想定する災害（地震）

項目	内容
想定地震	上町断層帯地震B
予想規模	震度6強
建物全壊棟数 (全棟に対する割合%)	321棟 (4.6%)
建物半壊棟数 (全棟に対する割合%)	399棟 (5.8%)
避難人口(最大)	453人

注. 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より6,917棟とした。  
出典: 「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)

表1-3-2 想定する災害（水害）

項目	内容
想定水害	石川の氾濫（洪水）（最大規模）
予想雨量	おおむね 90mm/時間
出典	大阪洪水リスク表示図 公表元：大阪府都市整備部河川室河川整備課

## (2) 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、本町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表1-3-3のとおりとする。

表1-3-3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど
	瓦くず	廃瓦
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	畳や被害冷蔵庫等から排出される食品（注1）、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラロロフルン等の有害物質、医学品類、農薬類等の有害廃棄物等
	堆積物	土砂やヘドロが高潮・洪水により堆積したもの
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレス、太陽光パネルなどの南河内環境事業組合では処理が困難なもの、石膏ボード、農業・建設業機械など	
生活ごみ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界などから提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿

注1. 冷蔵庫・冷凍庫内の食品などは集積所・仮置場に排出される前に、通常ごみとして排出することを広報する。

### (3) 災害廃棄物処理の基本方針

#### 1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表1-3-4に示す。

表1-3-4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮する。
安全作業の確保	災害時の廃棄物処理は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

#### 2) 処理期間

発生から概ね3年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

### (4) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本町が地震や水害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、大阪府に事務委託を行うこととする。

本町では、災害規模が甚大で災害廃棄物処理対策に支障が生じる場合において、大阪府及び地方環境事務所に対し、事務委託の可能性を依頼する。

### (5) 地域特性と災害廃棄物処理

本町の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理における留意点は、次のとおりとなる。

- ・本町の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、地震による道路被害や豪雨による道路冠水等により集落間のアクセスが崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。
- ・本町では、ごみの中間処理業務を一部事務組合において共同処理を行なっていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、近隣自治体との連携を図る必要がある。

## (6) 教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。

そのため、下記のような教育訓練・研修を積極的に実施・参加し、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努める。

- ・ 町職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施
- ・ 府や近畿地方環境事務所が主催する研修への参加
- ・ 防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力向上

災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例を図1-3-1に示す。

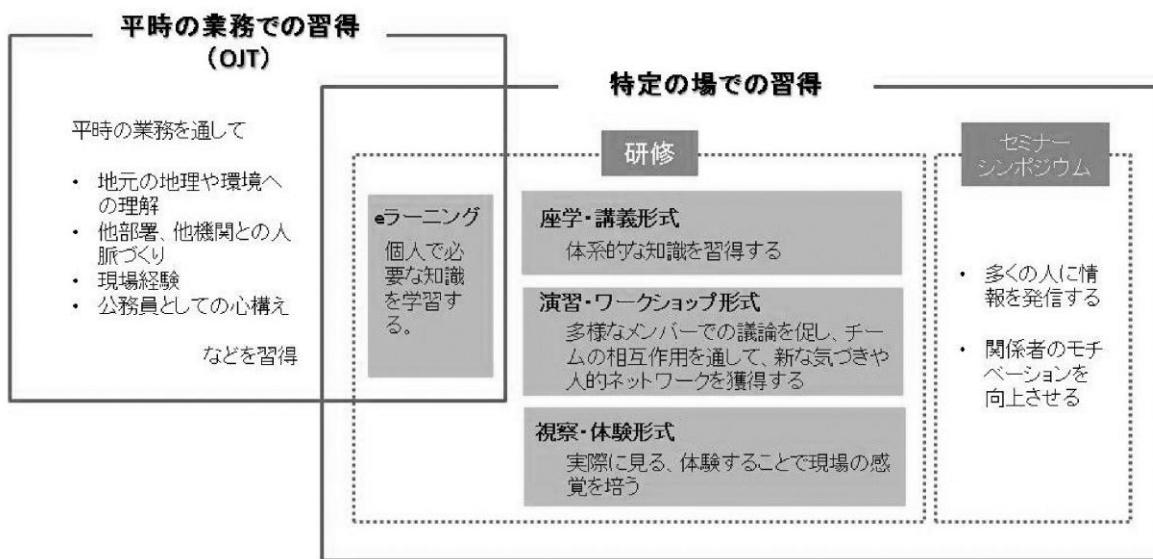


図1-3-1 災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」（国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ、令和元年10月時点）

## 2編 災害廃棄物対策

### 1章 組織体制・指揮命令系統

#### (1) 町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画のとおりとする。

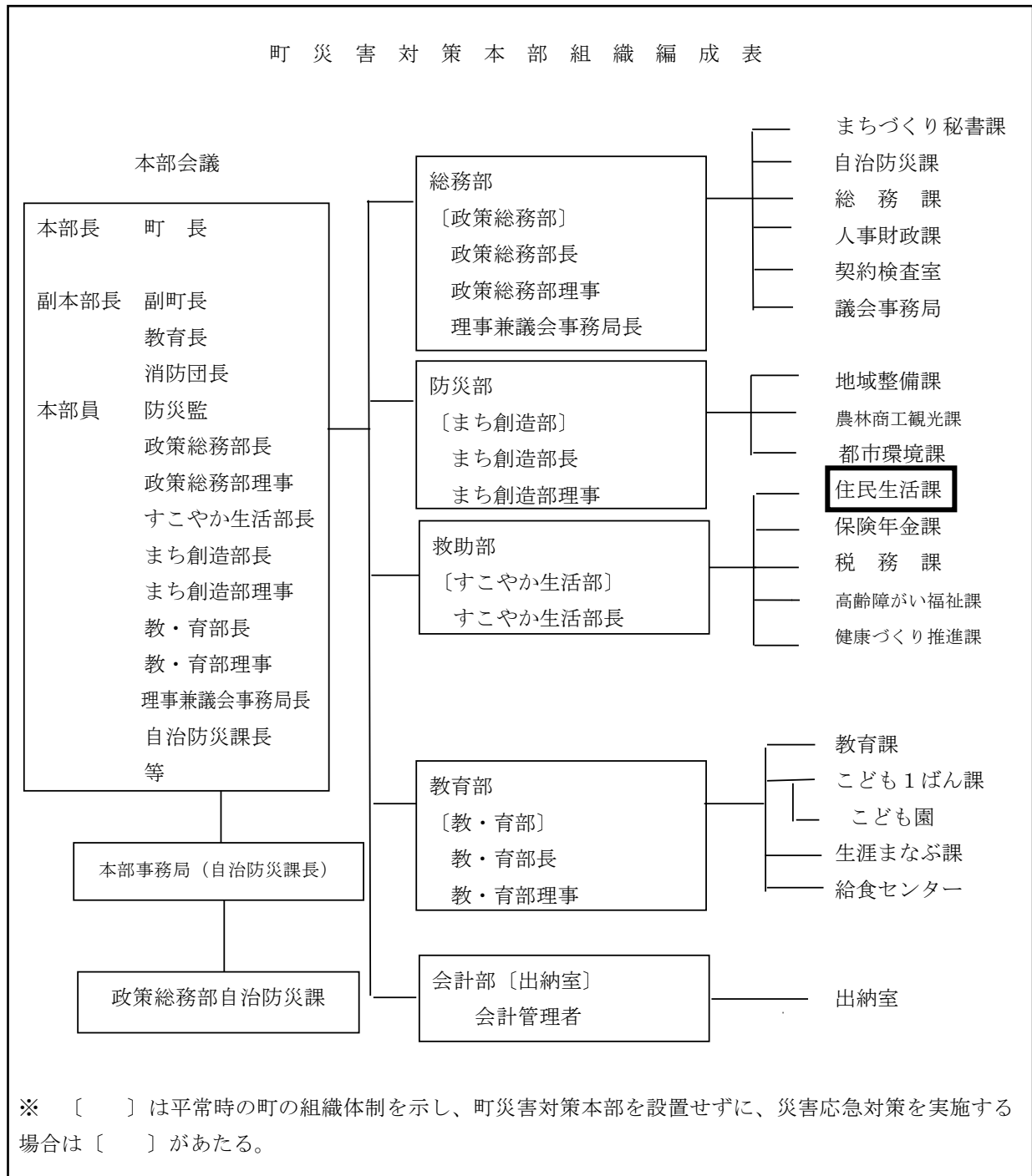


図2-1-1 災害廃棄物対策組織の構成

出典：「河南町地域防災計画」（令和8年改訂、河南町防災会議）

## (2) 災害廃棄物対策の担当組織

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表2-1-1及び表2-1-2のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。また、各担当者の分担業務は表2-1-3のとおりとする。

表2-1-1 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項目	内容	
初動期	生活ごみ	生活ごみの収集方針の決定 ・従来どおりの収集方針での実施、または方針の変更（災害で発生する片付けごみと混合しないようにする）
	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	し尿等	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの設置
し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）		
仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）		
	し尿処理施設等の被害状況の把握、安全性の確認	
応急対応 （前半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入要請
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備依頼、必要資機材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		感染性廃棄物への対策
	収集運搬の実施、処理・残渣の最終処分依頼	
	し尿等	仮設トイレの管理・し尿の収集、処理依頼
災害廃棄物緊急処理受入要請		
し尿処理施設等の補修体制の整備依頼、必要資機材の確保		
応急対応 （後半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施依頼
	し尿等	し尿処理施設等の補修・再稼働の実施依頼
復旧・復興	し尿等	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）

表2-1-2 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項目		内容	
初動期	被災状況の把握	管内全域、交通状況、収集ルート of 被災状況確認	
	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携	
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）	
	仮置場	仮置場の必要面積の算定	
		仮置場の候補地の選定	
		受入に関する合意形成	
		仮置場の確保	
	仮置場の設置・管理・運営		
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮		
各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）		
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報		
応急対応（前半）	発生量等	災害廃棄物の発生量の推計・処理可能量の推計依頼	
	収集運搬	収集運搬体制の確保	
		収集運搬の実施	
	解体・撤去	倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）	
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、灯油・ガスボンベ・カセットボンベ・有機溶剤・バッテリー・PCB・トリクロロエチレン・フロンなどの優先的回収	
分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1か月以内）		
応急対応（後半）	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し	
	処理フロー	処理フローの作成、見直し	
	環境対策、モニタリング、火災対策	火災防止策	
		環境モニタリングの実施 悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策	
	解体・撤去	解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）	
	分別・処理・再資源化	被災自動車の移動（道路上などは前半時に対応）選別・破砕・焼却処理体制の確保（可能な限り再資源化、必要に応じて仮設処理施設の設置の検討）	
復旧・復興	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
	仮置場	仮置場の復旧・返却	
	分別・処理・再資源化	廃家電、被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施	
		混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理 仮設処理施設の解体・撤去	
	最終処分場	処理依頼、または直接の場合受入に関する合意形成 最終処分の実施	

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）を一部修正

表2-1-3 各担当者の分担業務

部門	業務概要	担当組織
総務担当部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理業務全般の総括</li> <li>・町災害対策本部・本部員会議への要請・協議</li> <li>・庁内窓口、庶務、物品管理</li> <li>・組織体制整備</li> <li>・職員派遣・受入に係る調整</li> <li>・被災状況の情報収集</li> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・住民への広報・情報発信</li> <li>・広域処理に係る連絡調整</li> <li>・予算管理、契約事務</li> <li>・国庫補助関係事務</li> </ul>	町災害対策本部組織 ・総務部 ・救助部（災害廃棄物担当班）
災害廃棄物担当部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定</li> <li>・仮置場・仮設処理施設の整備・管理</li> <li>・被災者の生活に伴う廃棄物の収集</li> <li>・適正処理困難物等の処理ルートの確保</li> </ul>	町災害対策本部組織 ・救助部（災害廃棄物担当班）
収集運搬・処理担当部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿発生量の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定</li> <li>・災害時収集運搬計画及び収集処理計画（し尿）の策定</li> <li>・災害廃棄物の収集業務管理</li> <li>・処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）</li> </ul>	町災害対策本部組織 ・救助部（災害廃棄物担当班）
関係団体の分担業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集運搬</li> </ul>	民間業者 ※平常時の体制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設、し尿処理施設の被害状況の把握、報告</li> <li>・継続処理可能かどうかの判定、報告</li> <li>・処理可能量の推計及び処理廃棄物の種類の検討、報告</li> <li>・広域処理に係る連絡調整</li> <li>・施設復旧計画の策定、仮設処理施設の設置</li> <li>・国庫補助関係事務（災害廃棄物の処理量実績集計等）</li> <li>・その他、事業継続に必要な業務</li> </ul>	南河内環境事業組合

表2-1-4 組織の立ち上げ・指揮命令系統の確立に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	救助部（すこやか部 部長及び災害廃棄物担当班）
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速、計画的、衛生的、かつ分別及び再資源化を考えた対応や処理を検討（補助対象となる対応や処理）</li> <li>・通常ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集・処理方針の確認</li> <li>・仮置場の選定、運営管理等の方針検討</li> <li>・廃棄物処理等の経験を持つ職員の招集</li> <li>・廃棄物担当班の増員要請</li> <li>・南河内環境事業組合と処理に関する調整、情報共有</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理等の経験を持つ職員のリスト化</li> <li>・災害対策本部本会議への要請、協議</li> <li>・協定締結市町村、事業者団体との連携</li> <li>・社会福祉協議会やボランティアとの連携</li> <li>・府を通じた応援・受援など</li> <li>・処理に関する意思決定会議等への南河内環境事業組合の参画</li> </ul>

## 2章 情報収集・連絡

### (1) 町災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表2-2-1に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表2-2-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的	収集方法
避難所と 避難者数 の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所名・住所</li> <li>・ 各避難所の避難者数</li> <li>・ 各避難所の仮設トイレ数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ不足数把握</li> <li>・ 生活ごみ、し尿の発生量把握</li> </ul>	対応者： 救助部（災害廃棄物担当班）  収集方法： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物担当課長が被害状況の把握及び報告。現地調査の指示及び情報の取りまとめ</li> <li>・ 災害廃棄物担当班が現地調査。廃棄物担当課長への連絡・情報交換</li> </ul>
建物の被害状況の把握	担当者氏名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況の把握（断水区域等）</li> <li>・ 町内の建物の全壊及び半壊棟数</li> <li>・ 町内の建物の焼失棟数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要処理廃棄物量及び種類等の把握 （組合で処理できる廃棄物、家電4品目、コンクリートがら、廃瓦、木くず、混合廃棄物などの状況）</li> </ul>	
上下水道の被害及び復旧状況の把握	報告年月日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害状況</li> <li>・ 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し</li> <li>・ 下水処理施設の被災状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラの状況把握</li> <li>・ し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握</li> </ul>	
道路・橋梁の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況と開通見通し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の収集運搬体制への影響把握</li> <li>・ 仮置場、運搬ルート把握</li> </ul>	

表2-2-2 組織内部・外部との連絡手段の確保に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部、庁内関連部署</li> <li>・ 府、近隣市町村、関係団体、廃棄物処理業者</li> </ul>
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助部（すこやか生活部 部長及び災害廃棄物担当班）</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの問い合わせ専用電話及びパトロール職員からの報告専用電話の設置及び対応</li> <li>・ 無線機の確保</li> <li>・ 連絡フローの検討</li> <li>・ 連絡方法（電話、メールなど）</li> <li>・ 軽自動車、二輪車等を利用した物理的な連絡手段の検討</li> </ul>

表2-2-3 組織内部・外部との連絡手段

連絡先	連絡手段		
	第1候補	第2候補	第3候補
大阪府	防災無線	電話	メール
南河内環境事業組合	電話	メール	物理的な手段
大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター	電話	メール	物理的な手段

## (2) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図2-2-1に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、府を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。関係者連絡先一覧については巻末資料 表1に示す。

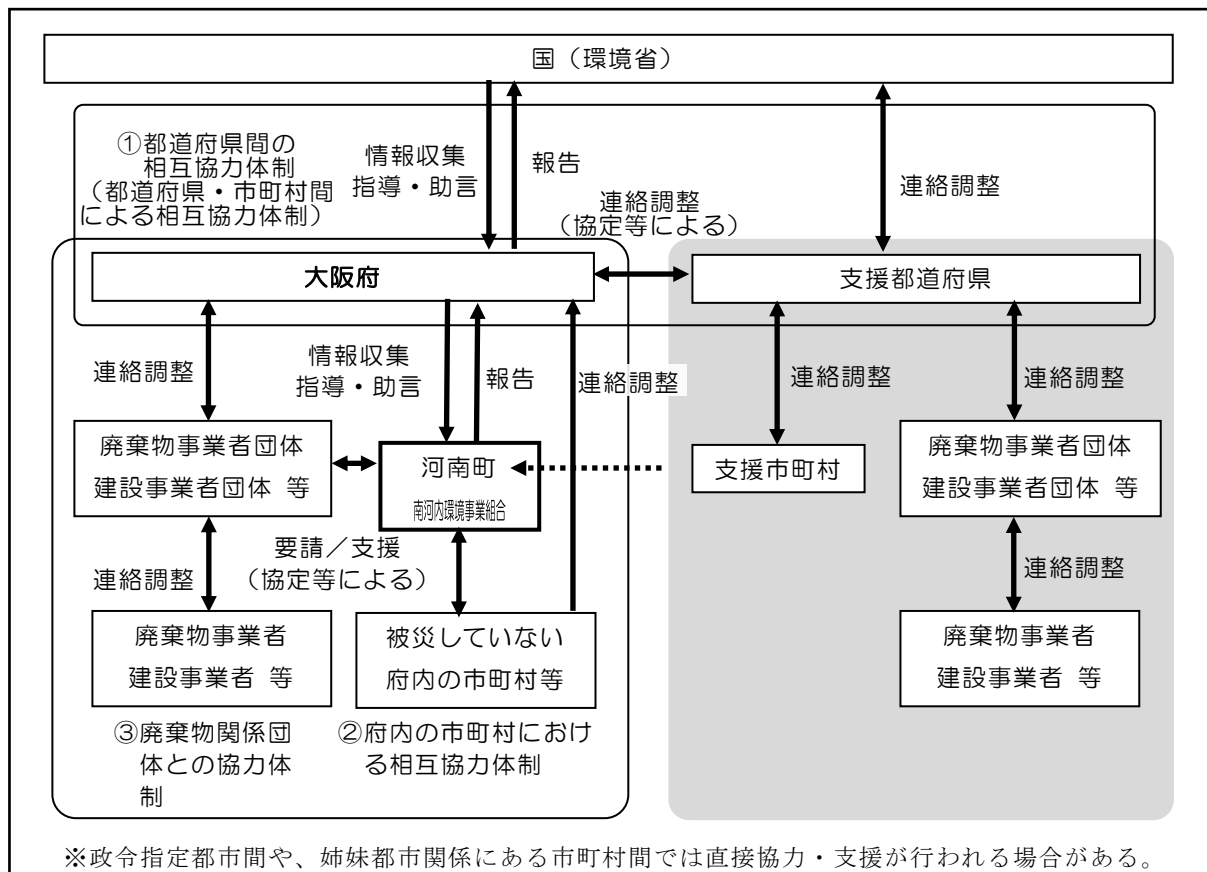


図2-2-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）p.2-4、一部修正・加筆

表2-2-4 関係府省との連携体制に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部</li> <li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li> </ul>
対応すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害及び危険な廃棄物（化学物質・ガスボンベ等の流出）の発生について、警察、消防へ連絡、共有、調整</li> <li>・災害廃棄物処理の留意事項（種類による処理優先度、便乗ごみ対策等）について、府を通じて近畿地方環境事務所と共有や相談</li> <li>・人員、資機材の応援が必要かの判断</li> <li>・組合以外への廃棄物処理の依頼が必要かの判断</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制を確立すべき機関の事前の選定（近畿地方環境事務所、警察、消防など）</li> <li>・選定した機関への府を通じた連絡先の把握</li> <li>・災害対策本部を通じた警察、消防との連携</li> <li>・災害廃棄物処理の実施等について、災害対策本部から府を通じて相談</li> </ul>

### (3) 大阪府との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、府へ報告する情報を表2-2-5に示す。

町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、府への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、府との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表2-2-5 府へ報告する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	<input type="checkbox"/> 建築物・構造物の被害状況 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の種類と量 <input type="checkbox"/> 必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	<input type="checkbox"/> 被災状況 <input type="checkbox"/> 施設の稼働状況 <input type="checkbox"/> 施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 電気、水道、ガスの供給状況 <input type="checkbox"/> 収集運搬状況 <input type="checkbox"/> 生活ごみ等受入可能量 等 <input type="checkbox"/> 復旧見通し <input type="checkbox"/> 必要な支援	
仮置場整備状況	<input type="checkbox"/> 仮置場の位置と規模 <input type="checkbox"/> 必要資材の調達状況 <input type="checkbox"/> 運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	<input type="checkbox"/> 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 <input type="checkbox"/> 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

### 3章 協力・支援体制

#### (1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整する。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携を図る。

災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

表2-3-1 自治体・国との連携に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務部</li><li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li></ul>
対応すべき事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内の被災状況、対応状況の整理</li><li>・必要な応援内容（人員、資機材等）の整理</li><li>・府及び近畿地方環境事務所へ人員、資機材の応援要請</li><li>・警察、消防への協力支援要請</li><li>・廃棄物処理の応援が必要かの判断</li><li>・災害対策本部内での調整</li></ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・応援先の事前選定（府、地方環境事務所、協定締結自治体など）</li><li>・応援要請基準の事前の設定（部局間での相互応援では不可能な場合、特別な知識を有する職員の不足など）</li><li>・被災情報の収集整理</li></ul>

#### (2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等、都道府県による協力・支援については、予め締結している災害協定等に基づき、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、町の職員が不足する場合は、府に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、府職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

災害時応援協定一覧については巻末資料 表2に示す。

### (3) 民間事業者団体等との連携

民間事業者の協力は、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、事前に協定の締結を行い、発災時には速やかに協力体制を構築するよう努める。

今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

表2-3-2 民間事業者との連携実施時の確認事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（災害廃棄物担当班）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 把握した被災状況、資機材の量及び状況に基づき、応援が必要かの検討</li> <li>・ （応援が必要な場合）選定した応援先へ応援要請</li> <li>・ 応援事業者及び既存事業者と連携して廃棄物処理を円滑に進める</li> <li>・ ボランティアと連携し、住民の片付けごみ排出への対応</li> <li>・ 適切な廃棄物の処理</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援要請候補の事前選定（協定締結事業者、ボランティア機関など）</li> <li>・ 応援要請候補の連絡先把握</li> <li>・ 応援要請基準の事前の設定</li> <li>・ 応援受入の事前準備（宿泊所、駐車場の候補）</li> <li>・ 支援を受ける内容の具体的な整理（車両及び機材確保、仮置場管理など）</li> <li>・ 適切な廃棄物の処理フローを確認し、連携団体との共有・徹底</li> <li>・ 災害対策本部全体での調整</li> </ul>

#### (4) ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、町社会福祉協議会へ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表2-3-3に示す事項が挙げられる。この他、大阪府では大阪府外からボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討しておくことが重要である。

表2-3-3 災害ボランティア活動の留意点

留意点
・ 災害廃棄物処理を円滑に行うため、ボランティアには災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を説明しておくことが望ましい。
・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
・ 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。
・ 破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんに留意する。予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。
・ 水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-21】（平成26年3月31日、環境省）を参考に作成

### (5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

災害廃棄物は、原則として本町が処理主体となる。しかしながら、甚大な被害により災害廃棄物処理を進めることが困難な場合は、地方自治法に基づき府が本町に代わって処理を行う。府が本町に代わって処理を行う場合、府は、事務の委託（地方自治法252条の14）又は事務の代替執行（地方自治法252条の16の2）に基づいて実施する。

事務委託及び事務の代替執行の特徴は、表2-3-4のとおりであり、いずれも双方の議会の議決等必要な手続きを経て実施する。事務の委託の流れの例を図2-3-1に示す。

また、平成27年8月6日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件\*を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行することができることが新たに定められている。

※要件：処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等

表2-3-4 事務委託及び事務代替執行

項目	内容	特徴
事務の委託 (地方自治法252条の14)	執行権限を委託先の自治体に譲り渡す制度	技術職員不足の自治体への全面関与
事務の代替執行 (地方自治法252条の16の2)	執行権限を保持したまま執行の代行のみを委託する制度	執行権限の譲渡を伴わない (執行による責任は求めた自治体にある)

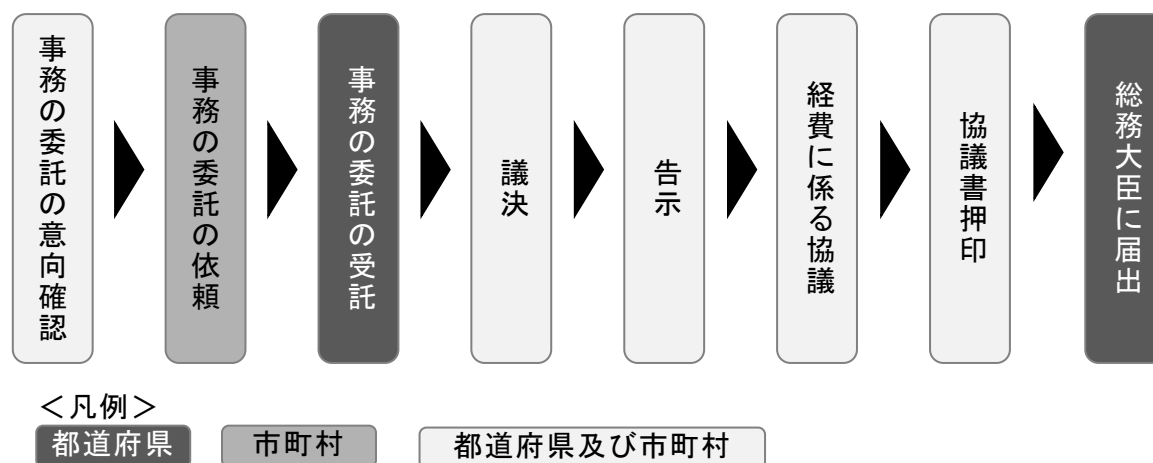


図2-3-1 事務の委託の流れ（例）

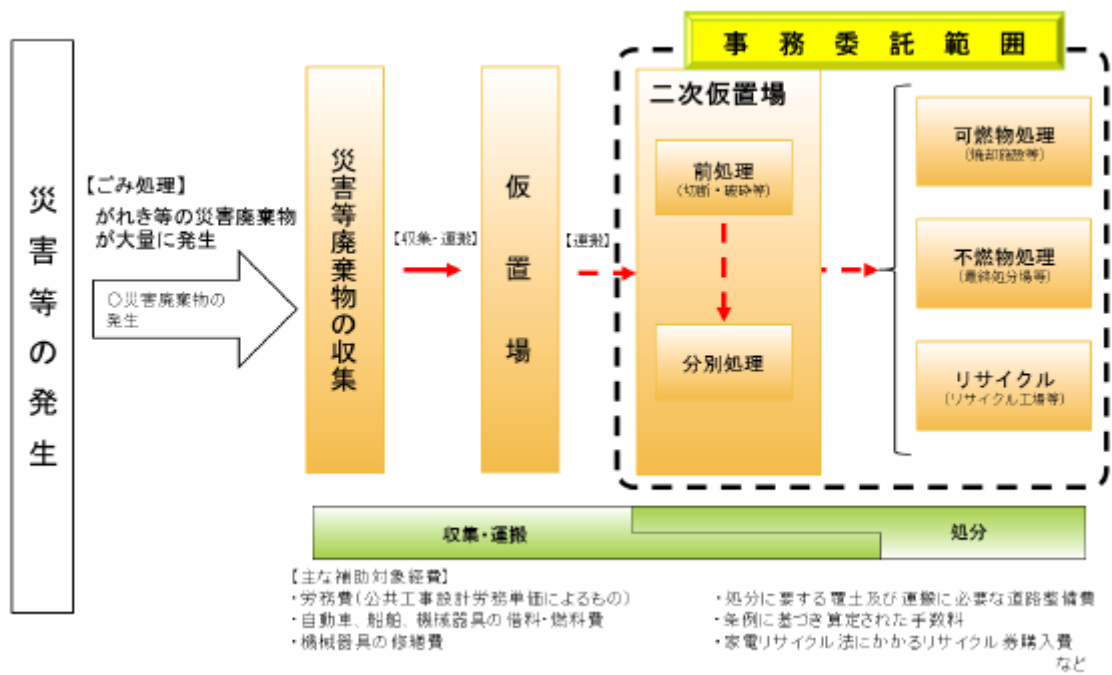


図2-3-2 事務委託範囲のイメージ

出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～」(平成29年6月改訂、熊本県)

## 4章 住民等への啓発・広報

表2-4-1に住民へ広報する情報の例を示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、広報車、説明会、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミを活用することが有効であったという事例がある。

表2-4-1 広報する情報

項目	内容	担当組織	広報方法
全般	通常ごみの収集方法について、処理施設への直接搬入の可否について	救助部 災害廃棄物担当班（啓発・広報の作成）	・ホームページ ・広報誌 ・SNS ・チラシ ・周知看板 ・防災無線 ・テレビ など
住民用仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、分別方法、収集期間 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載	総務部 （啓発・広報活動支援）	
（一次・二次）仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、収集期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ごみの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知		
災害廃棄物処理の進捗状況	町全域及び地区ごとの処理の進捗状況、今後の計画		

## 5章 一般廃棄物処理施設等

### (1) 一般廃棄物処理施設の現況

本町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を示す。

収集運搬の車両についてもあわせて示す。このデータは年に一度見直しを行う。

本町の一般廃棄物処理施設一覧については巻末資料 表4～8に示す。

### (2) 仮設トイレ等し尿処理

本町では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ、本町の委託・許可業者が行い、収集したし尿等は南河内環境事業組合資源再生センターで処理している。

発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となり、これらの実施についての基本方針を以下に定めるものとする。

#### 1) 仮設トイレ等の需要の把握

災害時には下水道の使用ができなくなることを想定し、初動時のし尿処理に関し、あらかじめ対応を検討しておく必要がある。

表2-5-1へ、本町における仮設トイレ等の需要の把握に必要な事項を示す。また、表2-5-2へ組合における対応を示す。

仮設トイレ等は、想定する災害によるし尿需要量、仮設トイレの必要数をもとに、対応を検討する。

表2-5-1 仮設トイレ等の需要の把握に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	救助部（災害廃棄物担当班）
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所開設状況、避難者数の把握</li><li>・ 下水道供用区域の上下水道の被災状況把握</li><li>・ 想定されるし尿の数量把握</li></ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発災後、下水道担当課及び大阪広域水道企業団との迅速な連携</li><li>・ 住宅の被災状況の把握</li><li>・ 避難所への避難者数の調査</li><li>・ 定期的な仮設トイレ等の使用状況の確認 （各担当部局との連絡を密にし、情報を取りまとめ、し尿収集の必要性を把握する。また、収集担当部局（委託業者）との連携を図る）</li></ul>

表2-5-2 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	処理担当部門 南河内環境事業組合 ・事務局、総務企画課（事務）職員 ・資源再生センター（技術）職員
実施すべき事項	・施設被災状況を把握 ・し尿発生量推計データを組合構成市町村より収集 ・「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設の被災状況確認
実施方法	・各設備の目視点検を実施して、被災状況を把握。大阪府及び組合構成市町村に報告 ・し尿発生量推計データを組合構成市町村よりメール・電話・FAX等で収集 ・自施設での処理ができるかどうかを検討、「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設での処理の調整

【仮設トイレ等の設置】

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに避難所については、備蓄している仮設トイレ（汲取）及び簡易トイレ等（便収納袋で凝固）を設置し、また、断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配布する。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者、他自治体等からの手配を行う。

避難所におけるし尿発生量推計及び仮設トイレの必要数を示す。

表2-5-3 し尿の発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりの し尿排出量 (L/日)	避難所におけるし 尿処理需要量 (L)
上町断層帯地震B	453	770	2,310

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

表2-5-4 仮設トイレの必要数

災害種別	避難者数 (人)	指針 (基)	仮設トイレ使用人数をもとにした		
			100人/基	75人/基	20人/基
上町断層帯地震B	453	6	5	6	23

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

算出式

仮設トイレの必要数 [基]

$$= \text{避難者数 [人]} \times 1.7 \text{ [L/人・日]} \times 3 \text{ [日/回]} \div \text{仮設トイレの便槽容量 (し尿原単位) (収集頻度)(約400 [L/基])}$$

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-11-1-2】（平成26年3月31日、環境省）をもとに作成

### 【仮設トイレ等の種類】

仮設トイレの設置には通常1～3日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや管理型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

仮設トイレ等の備蓄状況については巻末資料 表9に示す。

### 2) 仮設トイレ等の確保、運用

仮設トイレ等は迅速な設置が求められるとともに、仮設トイレ等のし尿は、避難所開設の翌日から回収が必要となる。そのため、設置に係る手順、必要車両（種類・台数）、手配先などあらかじめ整理し、発災時には設置情報を幅広く収集するよう努める。

表2-5-5 仮設トイレ等の確保、運用に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務部</li><li>・救助部</li></ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前の備蓄及び民間団体等と協定を結び、災害発生時に確実に必要数を確保できるように備えておく。</li><li>・発災後、設置した仮設トイレの使用状況等を確認</li><li>・不足する仮設トイレの確保</li><li>・清掃等衛生面への配慮</li><li>・日常のごみ収集（ごみ収集担当課）との連携</li><li>・日常のし尿収集（し尿担当課）との連携</li></ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・し尿収集が必要な仮設トイレ等を運用するにあたっては、収集・運搬・処理が円滑に実行できるように、日常のし尿収集担当課と連携を図る</li><li>・ごみが発生する簡易トイレ等を運用するにあたっては、収集・運搬・処理が円滑に実行できるように、日常のごみ収集担当課と連携を図る</li><li>・し尿及びごみ収集担当課は、委託業者と連携し、日常のし尿収集に支障のないように、収集計画を立て、人材、機材、車両を確保</li></ul>

### 【収集運搬】

し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画を策定する。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、南河内環境事業組合資源再生センターの受入能力の考慮及び南河内環境事業組合資源再生センター以外での処理（下水道処理施設、大型タンクローリ等による一時貯留等）の検討等も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とする。

収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬委託業者とし、不足する場合には府へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。

### 【処理】

処理は、原則南河内環境事業組合資源再生センターで行うものとするが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合には、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施若しくは搬入を遅らせても影響の少ないものについての受入

制限等、被害状況や各種処理可能方法を検討した上で、収集処理計画を策定し実施するものとする。

### (3) 生活ごみ

災害時には、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿の処理とあわせ、家庭から排出される通常的生活ごみについても収集・処理を継続する。

生活ごみの排出は、発生した災害廃棄物と混在しないように収集方法の確立・住民への周知を徹底し、仮置場へ生活ごみを搬入させないようにする（仮置場で生活ごみを受け入れない）。収集した生活ごみは南河内環境事業組合で処理を行う。

#### 【生活ごみの収集運搬・処分に係る業務委託】

生活ごみの収集運搬は災害時の協定に基づく契約又は追加的な契約により実施する。既存の業者で対応できない場合は、協定に基づき府に協力要請する。

地域内の一般廃棄物処理施設が被災し稼働停止した場合には、初動段階から積極的に生活ごみや片付けごみ等の収集運搬や地域外での広域的な処理に向けた支援の要請について検討する。

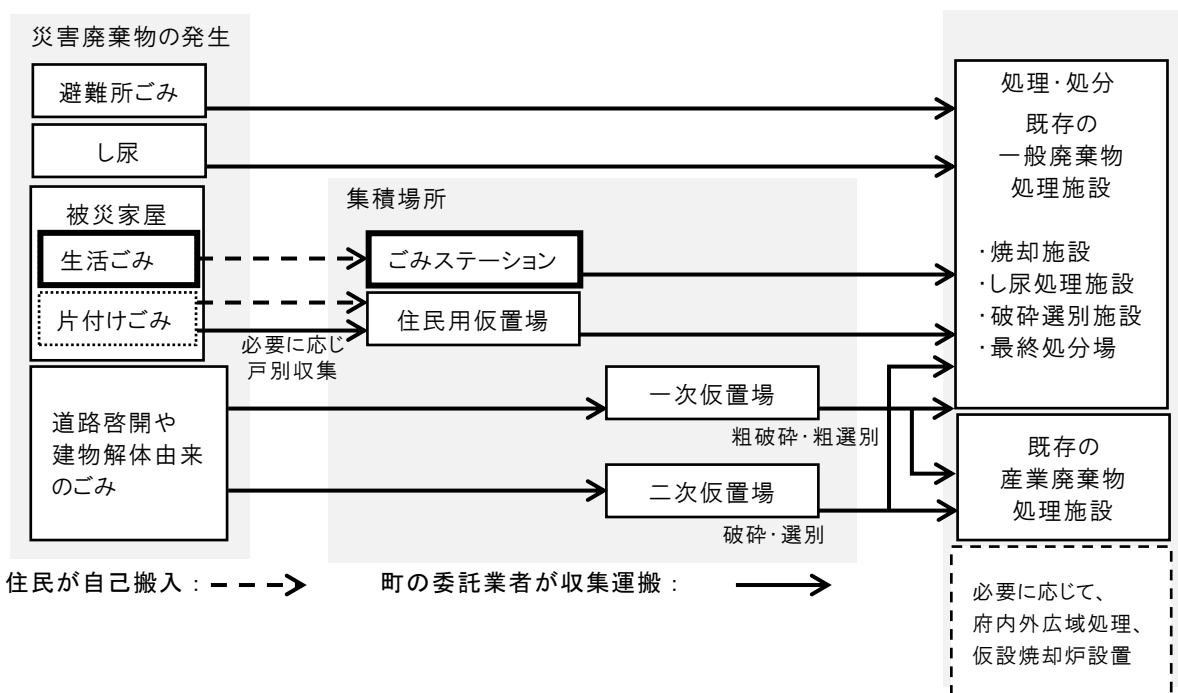


図2-5-1 災害時における生活ごみ収集の流れ

出典：「宮城県災害廃棄物処理計画」（平成29年8月、宮城県）一部編集

### 1) 生活ごみ処理方針の検討

災害時には災害廃棄物の処理の実施とともに、被災地域外の生活ごみの処理を継続して実施する。また、避難所から発生する生活ごみの収集運搬、処理は平時と同様に町が行い、必要に応じて大阪府、民間団体に支援を要請する。

表2-5-6 生活ごみ処理方針の検討に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li> <li>・総務部（広報支援）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみの収集場所変更の必要性の検討（ごみステーション及び道路等の被災によるごみ収集場所の変更検討）</li> <li>・通常時の収集体制（曜日・時間）からの変更が必要かどうかの検討</li> <li>・広報内容や方法の検討</li> <li>・避難所の状況把握</li> <li>・片付けごみとの区別、周知</li> <li>・適切な廃棄物処理フローの確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集委託業者と協議し、収集体系について協議</li> <li>・被災状況の的確な情報収集</li> <li>・広報手段の準備・確立（協定締結等）</li> <li>・わかりやすい広報の実施</li> <li>・必要に応じて分別方法の検討、変更</li> </ul>

表2-5-7 生活ごみ処分場所（仮置場に保管しない。）

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所（又は取扱い）	処分方法	備考（連絡先）
もえるごみ	生活ごみ	南河内環境事業組合 第1清掃工場	焼却	0721-33-6585
もえるごみ	生活ごみ	南河内環境事業組合 第2清掃工場	焼却	0721-55-7456

表2-5-8 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	処理担当部門 南河内環境事業組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局、総務企画課（事務）職員</li> <li>・第1清掃工場、第2清掃工場（技術）職員</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設被災状況を把握</li> <li>・生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（災害廃棄物）の発生量推計データを組合構成市町村より収集</li> <li>・施設運転計画の作成</li> <li>・「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設の被災状況確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備の目視点検を実施して、被災状況を把握。大阪府及び組合構成市町村に報告</li> <li>・生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（災害廃棄物）の発生量推計データを組合構成市町村よりメール・電話・FAX等で収集</li> <li>・自施設での処理ができるかどうかを検討、「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設での処理の調整</li> </ul>

## 2) 生活ごみ対策の実施

生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとする。腐敗性のものが含まれることが考えられるため、発災後3～4日には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

表2-5-9 生活ごみ対策の実施に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助部（災害廃棄物担当班）</li> <li>・ 総務部（広報支援）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活ごみの収集日程等の広報</li> <li>・ 片付けごみの分別について広報</li> <li>・ ごみステーションの利用状況確認</li> <li>・ ごみシール制に係る対応が必要になる可能性がある。（シール紛失者、シール枚数不足の苦情等）</li> <li>・ 事業系一般廃棄物（事業者）への対応</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託（収集）業者と連携し、日常のごみステーションの状態を共有</li> <li>・ 片付けごみの仮置場及び収集方法等の広報</li> <li>・ 必要に応じて分別方法の変更</li> </ul>

表2-5-10 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	処理担当部門 南河内環境事業組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局・総務企画課（事務）職員</li> <li>・ 第1清掃工場、第2清掃工場（技術）職員</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒剤、消臭剤等を用いて定期的に施設内の消毒を実施</li> <li>・ 腐敗性の大きいごみから優先的に処理する</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒薬、消臭剤をあらかじめ備蓄しておき作業を実施</li> <li>・ 搬入時に腐敗性の大きいごみ区分し処理する</li> </ul>

#### (4) 避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車輛の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。

避難所から排出されるごみの分別及び保管方法を検討する。

避難所ごみの発生量を推計し、避難所を加えた収集運搬ルート及び収集頻度を検討する。収集運搬車両が不足する場合は、府に支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

表2-5-11 避難所ごみの分別及び保管方法

種類	内容	保管方法等
もえるごみ	衣類、生ごみ等	生ごみ等腐敗性の廃棄物は袋に入れて保管し、優先的に回収
紙類	段ボール等	分別して保管
ペットボトル、プラスチック類	ペットボトル、食品の包装等	分別して保管
携帯トイレ	携帯トイレ、おむつ等	衛生面から可能な限り密閉して管理
有害物・危険物	蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物等	避難者の安全を十分に考慮し、保管・回収
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの等	蓋のできる保管容器で管理し、回収については医療関係機関と調整

表2-5-12 避難所ごみの発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	全排出量 (g/人・日)	避難所ごみ 全量 (t/日)
上町断層帯地震B	453	953	0.43

注．算出式：避難所ごみの発生量＝避難者数 [人] × 953 [g/人・日]

注．原単位は、通常時の住民 1 人 1 日当たりの収集実績を使用

出典：全排出量…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）

### (5) 片付けごみ

小・中規模災害時は、発災後初期段階から住民により片付けごみの排出が想定される。特に水害の場合は、発災翌日から片付けごみが排出される場合もある。また、片付けごみは住宅周辺道路や公園など、町が意図していない場所に集積される場合がある。

そのため、片付けごみの分別排出ルールについて平時より決定し、住民へルールの周知・徹底に努める。地域ごとに、住民用仮置場を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。住民用仮置場は、被害の大きい地域の近傍に配置する。

水害時に片付けごみとして大量に発生する「畳」についても処理方法を定める。

表2-5-13 災害種別による片付けごみの性状の違い

項目	地震	水害
廃棄物組成の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い</li> <li>・片付けごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の生木、流木等が発生する場合がある</li> <li>・床上・床下浸水による片付けごみが多く建物解体は比較的少ない</li> <li>・片付けごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生</li> </ul>
片付けごみの排出状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する</li> <li>→比較的分別されて排出されやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す</li> <li>→比較的分別されにくい</li> </ul>
特に注意が必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多く、全壊・半壊等の建物解体によるものが中心のため片付けごみは水害と比べ少ない</li> <li>・倒壊家屋解体は重機使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分・土砂等を含むため、ごみ出しが困難</li> <li>・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意</li> <li>・分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施</li> <li>・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要</li> </ul>
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分・土砂等による重量増のため、積み込み時に注意が必要</li> <li>・床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要</li> </ul>

### 1) 片付けごみ対策の検討、方針決定

片付けごみは、発災直後から排出されることが想定されるため、速やかに収集を行うことができるよう、あらかじめ表2-5-13の通り対応方針を検討する。片付けごみは、災害の種類により性状が異なり、風水害時に水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には、平積みダンプ等を使用する。

片付けごみ発生量の推計結果をもとに、住民用仮置場候補地を検討する。

表2-5-14 片付けごみ対策の検討、方針決定に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（災害廃棄物担当班）
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片付けごみの発生状況の確認</li> <li>・ 発生量の予測、推計</li> <li>・ 住民の排出方法、仮置場での分別方法等の検討</li> <li>・ 排出方法（収集方法）及び分別方法の広報手段の検討</li> <li>・ 処理困難物及び産業廃棄物の処理方法の検討</li> <li>・ 適切な廃棄物処理フローの確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部の町内被災状況のとりまとめから、片付けごみの発生量を予測</li> <li>・ 仮置場への片付けごみ持込みについて予約制を検討</li> <li>・ 必要に応じて、府に相談し民間団体等への協力を検討</li> </ul>

表2-5-15 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	処理担当部門 南河内環境事業組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局、総務企画課（事務）職員</li> <li>・ 第1清掃工場、第2清掃工場（技術）職員</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設被災状況を把握</li> <li>・ 生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（災害廃棄物）の発生量推計データを組合構成市町村より収集                ※ 1次（2次）仮置場を開設する場合の分別ルール、組合搬入予定のごみ種、量の情報を収集                臨時収集の分別ルール、組合搬入予定ごみ種、量の情報を収集</li> <li>・ 施設運転計画の作成</li> <li>・ 「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設の被災状況確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各設備の目視点検を実施して、被災状況を把握。大阪府及び組合構成市町村に報告</li> <li>・ 生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（災害廃棄物）の発生量推計データを組合構成市町村よりメール・電話・FAX等で収集</li> <li>・ 自施設での処理ができるかどうかを検討、「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」締結の他施設での処理の調整</li> </ul>

表2-5-16 片付けごみ発生量（推計）

（地震）

災害種別	避難者数 (人)	平均 世帯人員 (人/世帯)	片付けごみ 世帯数 (世帯)	片付けごみ (t)	
				0.5t/世帯	4.6t/世帯
上町断層帯地震B	453	2.40	189	94	868

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

平均世帯人員…「平成31年1月1日住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和元年7月、総務省）（<https://www.e-stat.go.jp/>）

（風水害）

災害種別	被災棟数（棟）			片付けごみ (t)			
	半壊	床上浸水	床下浸水	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
石川の氾濫	0	88	138	0	405	86	490

表2-5-17 片付けごみの処分方法

分別の 種類	災害廃棄物の 種類	処分場所（又は取扱い）	処分方法	備考 （連絡先）
片付け ごみ	可燃系混合物	南河内環境事業組合 第1清掃工場・ 第2清掃工場	焼却	0721-33- 6585・0721- 55-7456
	不燃系混合物	南河内環境事業組合 第1清掃工場・ 第2清掃工場	破碎→焼却	0721-33- 6585・0721- 55-7456
		府の指導のもと、適正に処理	埋立	
	家電	南河内環境事業組合 第1清掃工場・ 第2清掃工場	破碎→焼却	0721-33- 6585・0721- 55-7456
		家電リサイクル法に基づく処理委託業 者による指定引取場所への運搬	再資源化	一般廃棄物担当 課で毎年契約
	畳	南河内環境事業組合 第1清掃工場・ 第2清掃工場または広域処理委託	破碎→焼却	0721-33- 6585・0721- 55-7456
スプリング マットレス等	仮置場で解体又は広域処理委託	解体→ 焼却・埋立		

## 2) 片付けごみ対策の実施

発災後は、平時に決定した方針に従い、平時から取り決めておいた片付けごみの分別排出のルール周知・徹底に努めるなど対策を実施する。特に、意図していない場所への片付けごみ等の集積がある場合についてもあらかじめ対応を検討し、計画的な収集に努める。

表2-5-18 片付けごみ対策の実施に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（災害廃棄物担当班）
実施すべき事項	・ 便乗ごみ対策 ・ 応援要請の検討 ・ 南河内環境事業組合との調整
実施方法	・ 対象ごみの明確な広報 ・ パトロール ・ 仮置場への警備員配置

## 6章 災害廃棄物処理対策

### (1) 災害廃棄物処理の全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れは、図2-6-1に示すとおりとする。

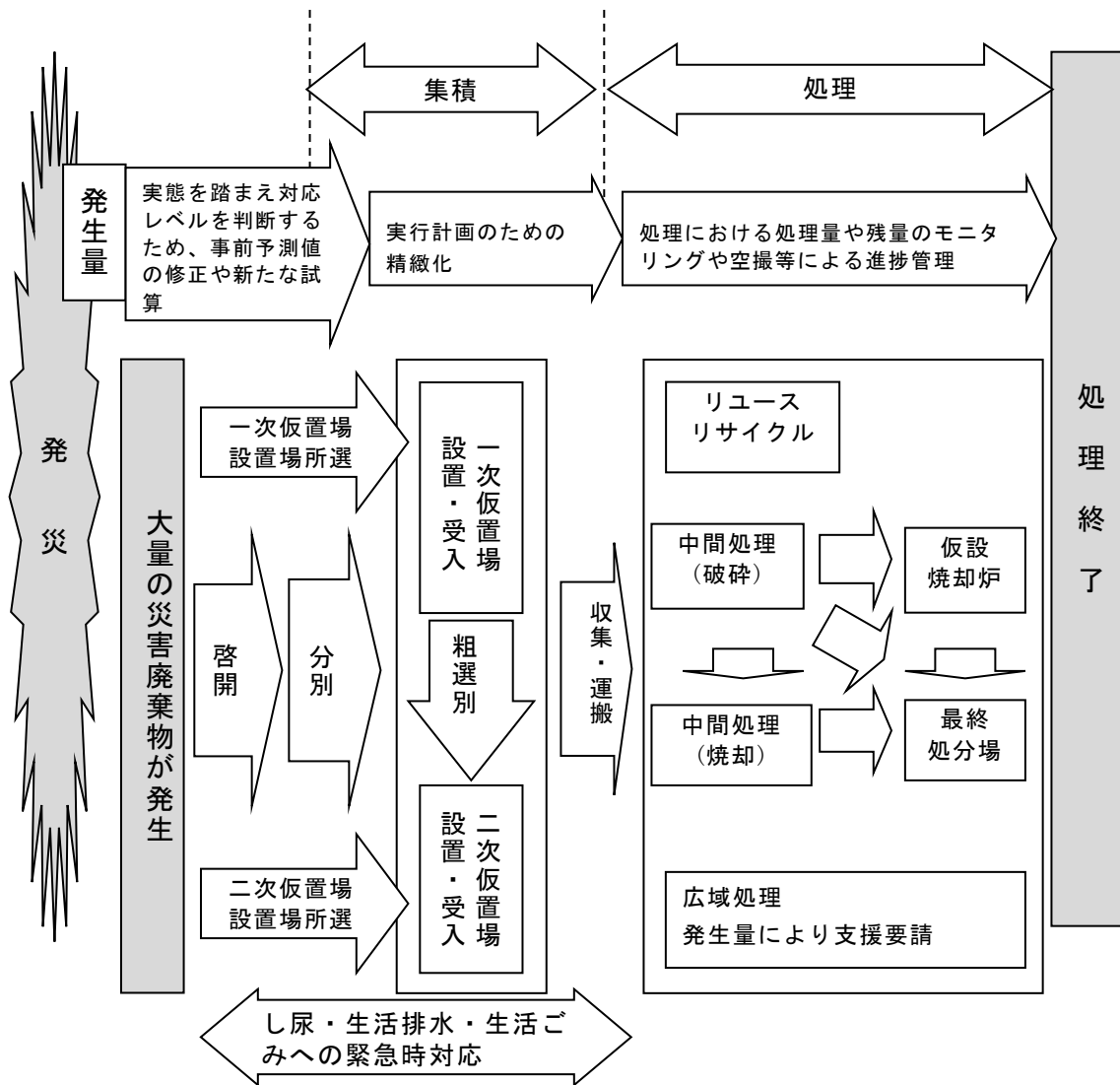


図 2-6-1 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

## (2) 発生量・処理可能量

### 1) 災害廃棄物発生量

水害では、家具や家電等の家財が浸水により廃棄物となったものが多く排出され、地震では、家屋が損壊し、木くず、コンクリートがら、鉄骨、壁材、断熱材、瓦、スレート、石膏ボード等の構造部材が廃棄物として排出されるため、災害に応じた推計を行う。

- ◆発生量の推計は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理計画等に影響するため、重要である。建物の被害棟数を把握し、発生原単位を用いて推計する。
- ◆処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。

表2-6-1 災害廃棄物発生量（地震災害）

#### ①被害想定結果

災害の種類	最大予想震度	建物被害（棟）			合計
		全壊棟数	半壊棟数	火災焼失棟数	
上町断層帯地震B	6強	321	399	0	720

出典：「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

#### ②災害廃棄物発生量

災害種別	災害廃棄物発生量 (千t)
上町断層帯地震B	37.9

#### ③種類別の災害廃棄物発生量

災害種別	建物解体由来（千t）					合計
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	
上町断層帯 地震B	2.0	11.4	18.4	0.3	5.8	37.9

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技14-2】（令和5年4月28日、環境省）をもとに作成

## 2) 処理可能量

災害廃棄物の処理可能量の算出は、一般的に災害廃棄物対策指針で示された方法と、最大利用方式による方法の2種類の方法が用いられる。

なお、最大利用方式は各施設の公称処理能力の上限まで廃棄物を受け入れることを想定して算出するものであり、施設の老朽化や使用状況等の要因により、実際の受け入れ可能量はこれより小さくなる可能性があることに留意する必要がある。

表2-6-2 一般廃棄物焼却施設の概要

施設名		使用開始年度	炉数	処理能力(t/日)	処理方式	炉型式	被災震度	洪水浸水想定(m)
南河内環境事業組合	第1清掃工場	1985	2	300	ストーカ式	全連続運転	6弱	0
	第2清掃工場	2000	2	190	ストーカ式	全連続運転	6弱	0

出典：被災震度…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月）、その他…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」（平成31年4月、環境省）

表2-6-3 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量（指針による方法）

施設名	年間処理実績(t/年)	日処理能力(t/日)	処理可能量(t/2.7年)		
			低位	中位	高位
南河内環境事業組合 第1清掃工場・第2清掃工場	84,553	300+190	3,516	7,032	45,565
うち河南町分	4,608		179	359	2,324

注．年間最大処理能力、年間処理量（実績）…河南町割当分は、ごみ等流動表の割当量を元に設定した。（ごみ等流動表、平成29年度持込別ごみ搬入量（団体別） 南河内環境事業組合HP）  
(<http://minamikawachi-kankyo.or.jp>)

注．大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出するが、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年を設定する。

出典：年間処理量（実績）、処理能力…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）

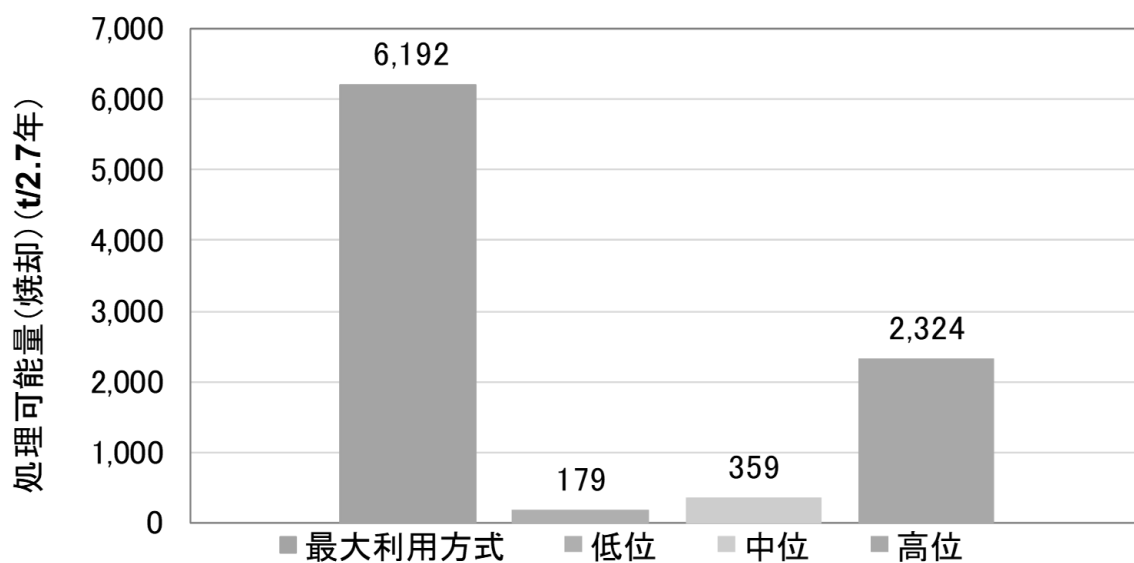
表2-6-4 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量（最大利用方式）

施設名	被災震度	日処理能力(t/日)	年間稼働日数	年間最大処理能力(t/年)	年間処理実績(t/年)	災害時対応余力(t/年)	災害時対応余力(t/3年)
南河内環境事業組合 第1清掃工場・第2清掃工場	6弱	300+190	—	131,240	84,553	46,687	138,660
うち河南町分				6,693	4,608	2,085	6,192

注．年間最大処理能力、年間処理量（実績）…河南町割当分は、ごみ等流動表の割当量を元に設定した。（ごみ等流動表、平成29年度持込別ごみ搬入量（団体別） 南河内環境事業組合HP）  
(<http://minamikawachi-kankyo.or.jp>)

注．処理期間は、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出するが、事前調整、施設被災等を考慮し実稼働期間は年間稼働率を掛け合わせ設定する。

出典：被災震度…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）、日処理能力、年間処理量（実績）…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）



### (3) 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表2-6-5のスケジュールを目安とする。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表2-6-5 処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(4) 処理フロー

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分へのトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

上町断層帯地震B

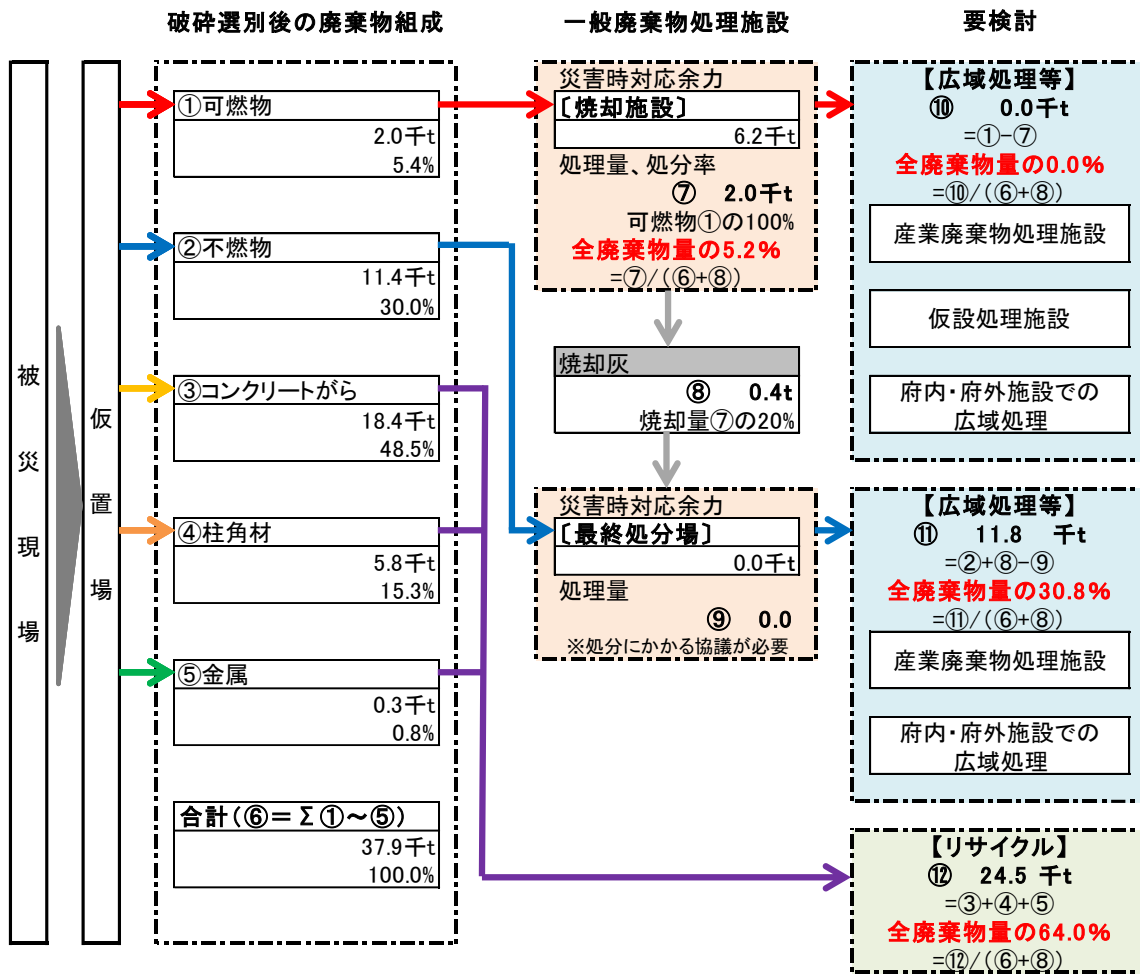


図2-6-2 災害廃棄物処理フロー（地震災害）

### (5) 仮置場

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理が完了できない場合、発生した災害廃棄物を集積・分別・保管等を行うための仮置場が必要となる。発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置する。また、災害廃棄物の多くは、様々な性状のものが混合状態で発生するが、混合状態のままでは、リサイクルも、可燃物として焼却処理することもできない。このため、発生した災害廃棄物を仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図るとともに、地域の復興に役立てる。仮置場の設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。仮置場は、住民が災害廃棄物を直接搬入する一次仮置場と、各地の一次仮置場から災害廃棄物を搬入・集積し、敷地内で分別や焼却、資源化といった処理を行う施設を備えた二次仮置場に分け、それぞれについて規模や必要性を検討する。

表2-6-6 一時仮置場と二次仮置場の違い

名称	用途等	必要時期	備考
一時仮置場	・町及び町民等が搬入、分別集積 ・保管や輸送効率を高める拠点	被災直後～ 災害応急対応時	・二次仮置場設置後は徐々に縮小 ・町で警備員等を配置
二次仮置場	・一時仮置場から廃棄物を搬入し、選別、破碎等の中間処理を実施 ・焼却施設や再利用先等への搬出拠点	災害応急対応時～災害復旧・復興時	・災害廃棄物の処理がすべて終わるまで存続 ・町で警備員等を配置

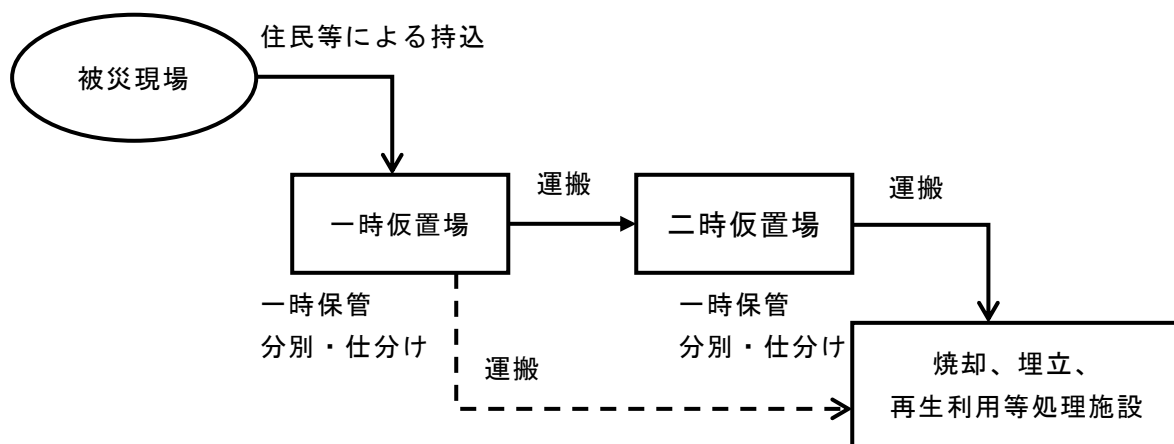


図2-6-3 災害廃棄物の処理の大まかな流れと仮置場の種類

### 1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとする。

本町における仮置場候補地選定に係る体制、仮置場候補地については以下の選定フローに従って候補地を選定する。

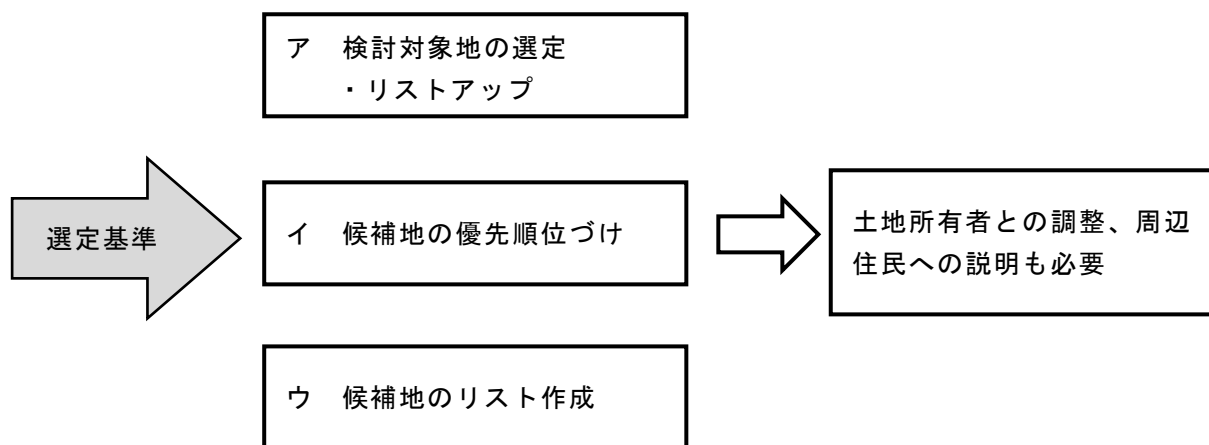


図2-6-4 仮置場候補地選定の流れ

表2-6-7 仮置場（一次、二次）候補地の選定（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部（全体調整）</li> <li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、災害復旧工事に係るヤード等全体の計画との調整</li> <li>・必要面積、適正配置を踏まえたうえで、府、他市町村への協力要請の検討</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場必要面積の推計から、必要な候補地を検討する</li> <li>・災害対策本部本会議等での協議要請</li> <li>・各市町村の状況把握</li> <li>・状況に応じて、協力要請</li> </ul>

表2-6-8 仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意点

分類	留意点
仮置場全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地は、以下の点を考慮して選定する。</li> <li>① 公園、グラウンド、地域センター、廃棄物処理施設等の公有地（町有地、府有地、国有地等）</li> <li>② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</li> <li>③ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>④ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ul> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第 6 条に基づく調査（いわゆる「6 条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>・仮置場の候補地については、可能であれば土壤汚染の有無等を事前に把握する。</li> <li>・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</li> <li>・運搬車両の搬入出や運搬の利便性や、分別可能な敷地面積を持つ場所を優先して選定する。</li> <li>・二次災害のおそれのない場所が望ましい。</li> </ul>
一時仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。（概ね、小学校区毎に 1 か所の設置を目安とする。）</li> <li>・住民の利便性の高いごみのステーションや住宅内の小規模公園等を片付けごみ等の集場所として用いることは、道路通行の支障や生活環境悪化を招くおそれが高いことから避ける。</li> <li>・住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。</li> <li>・分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。</li> <li>・入口でのチェック、交通誘導、荷卸し補助、トラブル対応、班編成での対応や記録（日報）の作成が必要となる。</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</li> <li>・災害廃棄物の推計発生量、撤去（必要に応じて解体）作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から 1 年程度で全ての対象廃棄物を集め、3 年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> <li>・搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>・グラウンドや広場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</li> </ul>

出典：指針（環境省 平成26 年(2014 年) 3 月) をもとに作成

## 2) 検討対象地の選定・リストアップ

最初の作業は、大規模災害発生時に災害廃棄物の仮置場の候補地として使用することが考えられる土地をリストアップする。

候補地として検討する対象地（検討対象地）としては、町の場合、町が保有する空地が考えられ、その次に府有地、国有地、さらには民有地がある。

検討対象地として考えられるものは表2-6-9のとおりであり、まずはこれらの情報の入手・整理から作業を開始する。

表2-6-9 災害廃棄物の仮置場の候補地として検討する対象地として考えられるもの

所有者	土地・空地等の種類
町	遊休地・造成地、広場・公園、運動公園、グラウンド等
府	公園、グラウンド等の公有地
国	未利用国有地情報提供リスト（財務局より各自治体に提供されている）
民間	グラウンド、ゴルフ場、大規模駐車場、空地、未利用工場跡地等で長時間利用が見込まれない民有地の借り上げ等

町有地及び府有地については、町、府の管財データ及び各施設の所管部局が保有するデータから集約し作成する。

国有地については、未利用国有地情報提供リストとして提供されており、それを活用することが効率的である。

民有地については、上表のようなものが検討対象地としては考えられ、町域内、府内のものを抽出し、まずは内部作業として使用できるかどうかを検討する。使用できる可能性があるものについては、所有者と災害発生時における使用についての調整や交渉を行う。

### 3) 候補地の優先順位づけ

#### ア) 仮置場候補地の選定項目

大規模災害が発生したときの仮置場の選定基準の項目として次のものが考えられる。

表2-6-10 仮置場候補地の選定項目

項目		条件	理由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地（町有地、府有地、国有地）がよい。</li> <li>・ 地域住民との関係性が良好である。</li> <li>・ （私有地である場合）地権者の数が少ない。</li> </ul>	迅速に用地を確保する必要があるため。
面積	一時仮置場	・ 広いほど良い。	重機等による分別・保管をするため
	二次仮置場	・ 1ha以上である。	仮置場の分散設置を避けるため。
周辺の土地利用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地でない方がよい。</li> <li>・ 病院、福祉施設、学校等がない方がよい。</li> <li>・ 企業活動等の住民の生業の妨げにならない方がよい。</li> </ul>	粉塵、騒音、振動等の影響があるため。長期間利用する可能性があるため。道路渋滞や周辺への環境影響が出るため。
土地利用の規制		・ 法律等により土地の利用が規制されていない。	粉塵、騒音、振動等の影響があるため。
前面道路幅		・ 6m以上が良い。	大型トラックが通行するため。
輸送ルート		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路のインターチェンジから近い方がよい。</li> <li>・ 緊急輸送路に近い方がよい。</li> </ul>	災害廃棄物を搬送する際に、一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため。広域搬送を行う際に、効率的に災害廃棄物を搬送するため。
土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起伏のない平坦地が望ましい。</li> <li>・ 変則形状である土地を避ける。</li> </ul>	廃棄物の崩落を防ぐため。車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
土地の基盤整備の状況		・ 地盤が硬い方がよい。	地盤沈下が起こりやすいため。
		・ アスファルト敷きの方がよい。	土壌汚染ににくい、ガラスが混じりにくい。
		・ 暗渠排水管が存在しない方がよい。	災害廃棄物の重量により、暗渠排水管が破損する可能性が高いため。
設備		・ 消火用の水を確保できる方がよい。	仮置場で火災が発生する可能性があるため。夏場はミストにして作業員の熱中症対策にも活用可能。
		・ 電力を確保できる方がよい。	破碎分別処理の機器に電気が必要であるため。
被災考慮		・ 各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアでない方がよい。	迅速に用地を確保する必要があるため。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷は避けるべきである。</li> <li>・ 水につきやすい場所は避ける方がよい。</li> </ul>	梅雨に増水の影響を受けるため。災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出防止のため。
地域防災計画での位置付け有無		・ 仮設住宅、避難所等に指定されていない方がよい。	当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
		・ 道路啓開の優先順位を考慮する。	早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料をもとに作成

イ) 候補地選定の考え方

前述の選定基準を踏まえ、仮置場候補地を選定する。候補地の選定は、あらかじめ順位付けを行っておくことが必要である。

順位付けは、表2-6-11のような仮置場選定チェックリストを用いて行う。仮置場の候補地選定にあたっては、「①発災前の留意点」に関して、チェックを行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。

実際に、災害が発生した際には、「②発災後の留意点」について、チェックを行い、仮置場の選定を行う。

なお、このチェックリストをもとに運用した際に判明した問題点や、実際の災害発生時の問題点などが判明した場合など、状況に応じて、適宜、リストを見直し、更新をしていくことが必要となる。

表2-6-11 仮置場選定チェックリスト

区分	項目	条件	判定
① 発災前の留意点	立地条件	(1) 河川敷ではない	梅雨の時期に被らないよう短期間の利用にする
	前面道路幅	(2) 前面道路幅が6m以上ある。	中型以下のトラックを利用する。
	所有者	(3) 公有地（市町村有地、府有地、国有地）である。	民有地を活用する。
		(4) 地域住民との関係性が良好な土地である。	住民説明会を開催する。
		(5) (民有地である場合) 地権者の数が少ない土地である。	住民説明会を開催する。
	面積	(6) 面積が十分にある。(二次仮置場は1ha以上)	迅速に処理を行う。
	周辺の土地利用	(7) 周辺が住宅地ではない。	粉塵、騒音、振動等の防止対策を行い、周辺の環境へ配慮を行う。
		(8) 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	
		(9) 企業活動等住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(10) 法律等により土地の利用が規制されていない。	—
	輸送ルート	(11) 高速道路のインターチェンジから近い。	粉塵、騒音、振動等の防止対策を行い、一般道周辺住民に配慮する。周辺からのできる限りアクセスが良い場所を利用する。
		(12) 緊急輸送路に近い。	
		(13) 鉄道貨物駅、港湾が近くにある。	
	土地の形状	(14) 起伏のない平坦地である。	土地を造成してから利用する。
		(15) 変則形状の土地ではない。	
	土地の基盤整備の状況	(16) 地盤が硬い。	鉄板等を敷いて土地を養生する。
		(17) アスファルト敷きである。	
	設備	(18) 暗渠排水管が存在していない。	災害廃棄物の重さ・高さを制限する。重量車の使用を制限する。
		(19) 消火用の水を確保できる場所である。	消防署と消火方法について事前協議して対応する。
	被災考慮	(20) 電力を確保できる場所である。	移動電源車を確保する。
(21) 各種災害(土砂災害、水害等)の被災エリアではない。		被災していない場合は利用可能。	
地域防災計画での位置付け	(22) 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に未指定。	当該機能として利用されていない場合は、利用可能。	
	(23) 道路啓開の順位が高い。	可能な限り近くに設置する。	

の② 留意 点 後	仮置場の配 置	(24) 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散し て配置する。	—
	被災地との 距離	(25) 被災地の近くにある。	—

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料をもとに作成

#### 4) 候補地のリスト作成

##### ア) 災害発生前の候補地リスト作成

前述の優先順位づけを踏まえ、仮置場の候補地のリストを作成する。

リスト作成当初は、土地所有者等との協議・調整はできていないものと考えられるが、内部資料としてとりまとめ、優先順位の高いところから、順次土地所有者と協議・調整を進めていく。

具体的には、下記のように順位づけの作業を行う。合計チェック数を点数化(○の数)し、点数の高い候補地から順位をつける。

表2-6-12 災害発生前の仮置場候補地リスト化イメージ図(横軸は一部省略)

候補地名/住所	立地条件	前面道路幅	所有者	面積	周辺の土地利用	土地利用の規制	輸送ルート	土地の形状	土地の基盤整備の状況	設備	被災考慮	地域防災計画での位置づけ	点数(○の数)	発災前の優先順位
A公園 ／△△町○○丁目－○		○					○						2	E
B広場 ／××町○○丁目－○	○	○	○		○	○		○		○			7	A
C総合運動公園 ／■●町○○丁目－○	○	○	○					○	○				5	C
未利用地D ／○□町○○丁目－○				○									1	E
E公園 ／△□町○○丁目－○	○	○	○	○		○	○						6	B
・・・														

注. 優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A、B、C、D、E」の5ランク程度とする。ランクづけは、点数(○の数)を踏まえ、5等分にしてランクづけをすることが最も簡易な方法である。

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料をもとに作成

イ) 災害発生後の選定

災害発生後には、事前に選定した候補地の中で、被災していない優先度の高い場所から選定していくことになるが、災害発生後の状況に応じた選定基準も踏まえて選定することとなる。「②発災後の留意点」についてもチェックを行い、合計点数が高い方から仮置場候補地の優先順位を付けていく。

表2-6-13 発災後の仮置場選定イメージ図（横軸は一部省略）

候補地名/住所	①発災前の留意点											点数 (○の数)	発災前の 優先順位	②発災後の留意点		点数 (○の数)	発災後の 優先順位	
	立地条件	前面道路幅	所有者	面積	周辺の土地利用	土地利用の規制	輸送ルート	土地の形状	土地の基盤整備の状況	設備	被災考慮			地域防災計画での位置づけ				
A公園 ／△△町○○ 丁目－○		○											2	E	—	—	2	4
B広場 ／××町○○ 丁目－○	○	○	○		○	○		○				○	7	A	○	—	8	1
C総合運動公園 ／■■町○○ 丁目－○	○	○	○					○	○				5	C	○	○	7	2
未利用地D ／○○町○○ 丁目－○				○									1	E	—	—	1	5
E公園 ／△□町○○ 丁目－○	○	○	○	○		○	○						6	B	—	—	6	3
...																		

注. 「地域防災計画での位置づけ」は計画段階の位置づけですが、実際の災害発生時においては、仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに確定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については、調整が必要です。

注. 「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しい。

注. 「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番です。

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料をもとに作成

## 5) 条件を満たすことができない場合の対応

仮置場候補地を選定する際、上記の条件をすべて満たすことは難しいと考えられる。その場合は、できるだけ条件を満たすことが多い場所から優先順位をつけることとした。一方、満たしていない条件については、対応策を講じたり、制限事項として留意したりすることで利用できる。そのような対応策・制限事項は、表2-6-11のとおりである。

## 6) 仮置場必要面積

町で想定される対象災害が発生した際の一次仮置場及び二次仮置場の必要面積について、災害廃棄物対策指針による算出方法と、搬入速度、処理速度を考慮した算出方法を用いて算出した。

### ① 災害廃棄物対策指針により示された方式

仮置場に必要面積の推計方法は、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-2】」において、算定式が示されている。

災害廃棄物対策指針の算出方法による算出結果を表2-6-14に示す。

表2-6-14 仮置場必要面積

(地震)

災害種別	仮置場必要面積 (ha)					合計
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	
上町断層帯地震B	0.5	0.2	0.5	0.1	0.2	1.4

### ◆面積の推計方法

**面積 = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)**

集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m<sup>3</sup>) 不燃物 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ : 5m以下が望ましい。

作業スペース割合 : 0.8~1

出典 : 「災害廃棄物対策指針」技術資料【技18-2】 (平成31年4月1日、環境省)

## 7) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間(時間)、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。

広報は、インターネット、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

## 8) 仮置場の設計

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本町においても同様に行う。

表2-6-15 仮置場の設計（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（災害廃棄物担当班）
実施すべき事項	・ 仮置場で受け入れる品目、分別方法、保管方針の決定 ・ 必要な資機材、重機の確保 ・ 仮置場の養生等 ・ 住民の災害ごみ搬入経路の設定
実施方法	・ 組合と分別方法等協議 ・ 府と補助金に適合した分別、保管方法等確認 ・ 民間業者と協定締結により、資機材、重機等の確保 ・ 仮置場の養生方法について、府に確認

表2-6-16 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	南河内環境事業組合 ・ 事務局、総務企画課（事務）職員 ・ 第1清掃工場、第2清掃工場（技術）職員
実施すべき事項	・ 仮置場で受け入れる品目の分別方法や保管方針および受入量について、発災後、適正処理の検討（組合処理の場合、不要な分別等があるため）
実施方法	・ 受入品目、分別および量について調整するため、仮置場設計段階から組合職員が参画

表2-6-17 仮置場レイアウト配置の留意点

項目	留意点	
災害の規模	大規模	・ 集積所（住民用仮置場）に粗選別作業スペースも合わせて一次仮置場として分別区分。粗選別後、二次仮置場に運搬を想定。
	中小規模	・ 集積所（住民用仮置場）を設定し、粗選別を行う一次仮置場に運搬。あるいは処理施設に直接搬入も考えられる。
災害の種類	地震災害	・ 地震災害時には瓦類などのスペースを広くする。
	風水害	・ 風水害時には畳（ふとん、マットレス）などのスペースを広くとる。 ・ 強風による屋根材（瓦、スレート、波板等）などのスペースを広くとる。
ステーション回収の実施可否	実施可	・ 道路などインフラが使用可能でステーション回収可能な場合や自治体でステーション回収を想定している場合。 ・ 平時の搬出区分、方法で搬出・収集（例：可燃ごみは45Lのごみ袋に入れて搬出）。
	実施不可	・ 集積所（住民用仮置場）、一次仮置場を設置して対応。

注． 素材が似ているコンクリートがらとスレートは必ず分別し、コンクリートがらは極力リサイクル、スレートは適切に処理・処分を行う

注． スレート（アスベストを含有するものがあるため）、ガラス・陶器（仮置場で散乱し、仮置場返却時の原状回復を考慮）はコンテナ、フレコンバッグ等に収容し、飛散・散乱防止を図る

(仮置場の設計に係る留意事項)

- ◆保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。

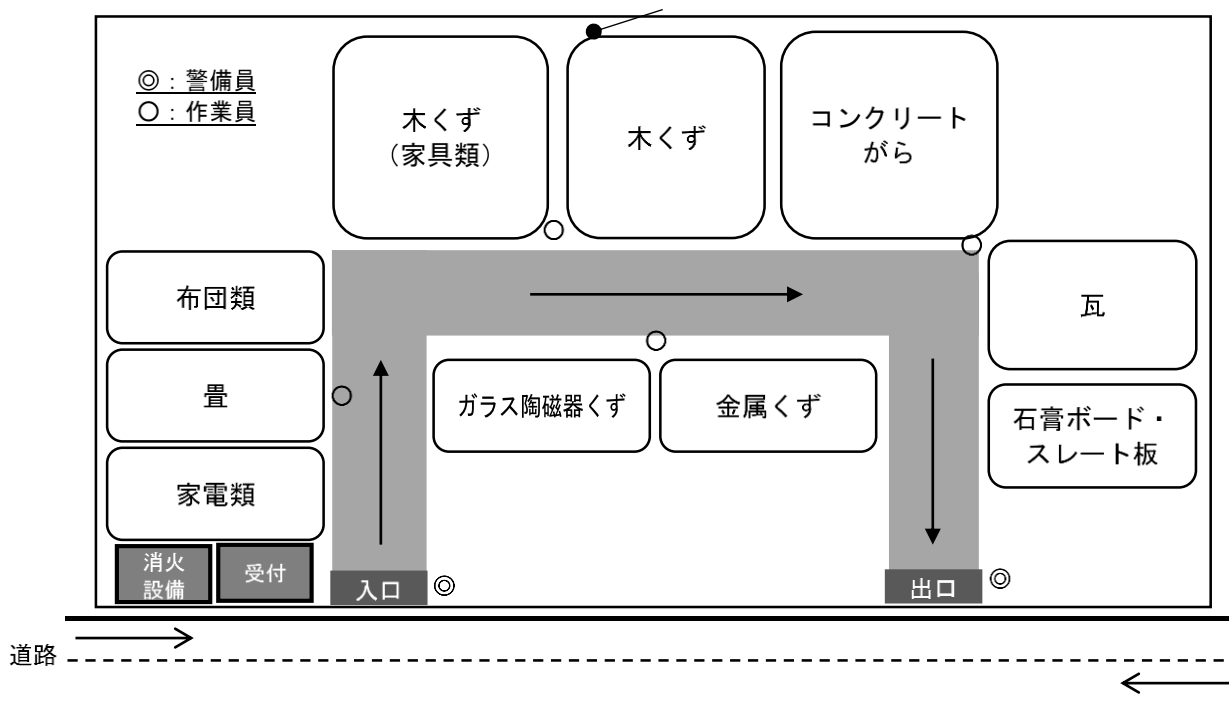


図2-6-5 仮置場の分別配置の例

- ※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。
- ※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。
- ※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

## 9) 仮置場の管理・運営

仮置場の開設は、災害の種類・規模により災害発生後数日以内に行うことが求められる。災害時に迅速に仮置場を開設し管理・運営するためには、事前の準備が必要となる。

### (仮置場の管理・運営に係る留意事項)

- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

表2-6-18 仮置場の管理・運営（本部）（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部（広報支援）</li> <li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の現地管理運営体制の確立</li> <li>・仮置場設置場所による収集運搬ルートの設定</li> <li>・住民への広報</li> <li>・適切な廃棄物処理フローの確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物収集運搬業者との調整</li> <li>・協定を活用した、仮置場運営委託及び業者との調整</li> </ul>

表2-6-19 仮置場の管理・運営（現場）（担当課における体制）

項目	内容
対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助部（災害廃棄物担当班）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便乗ごみの搬入規制</li> <li>・搬入出量の把握</li> <li>・補助金が受けられるような管理、情報整理、記録等</li> <li>・適切な廃棄物処理フローの確認</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な仮置場であれば地区の協力を仰ぐ</li> <li>・委託業者等に管理、運営を含めて委託</li> </ul>

## 10) 仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。また、迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討する。

## (6) 環境対策、モニタリング

### 1) 基本方針

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、的確な対策を講じ環境影響を最小限に抑える必要がある。

### 2) 環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因、主な環境保全策を巻末資料 表15、表16に示す。

### 3) 仮置場における火災対策

仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。

災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため、仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にし、積み上げられる山と山との離間距離は2m以上とする。また、火災の未然防止措置として、日常から、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施する。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行う。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切な対応を取る。

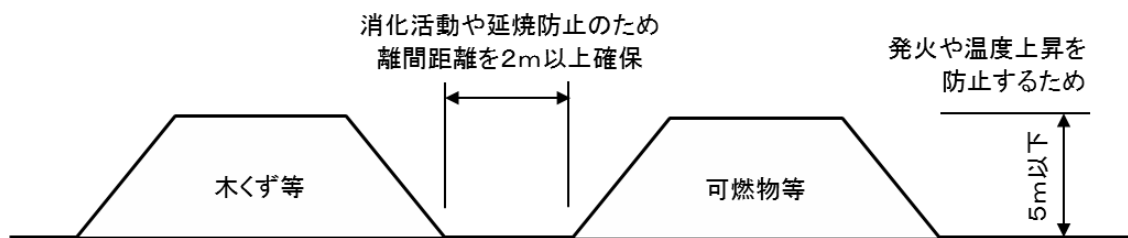


図2-6-6 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

## (7) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)

### 1) 損壊建物・倒壊の危険がある建物等(以下「損壊建物等」という。)の処理等

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行わなければならない。

道路啓開は国、府及び本町道路関係部署が行うが、がれき等処理担当は、啓開開始により生じた災害廃棄物等を仮置場等への搬入を指示し、協力を行う。廃建材等にはアスベストが混入されている恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察して、アスベスト等が混入している恐れがあるときは、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講じる。

損壊建物等の解体撤去等について、環境省災害廃棄物対策指針技術資料【技 1-15-1】において「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知)が出されていることから、これを参考として処理等を行う。

表2-6-20 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

【指針の概要】
<p>① 損壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方自治体が所有者などの利害関係者の連絡承諾を得て、または、連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。</p> <p>② 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の判断を求め、建物に価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。</p> <p>③ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。それ以外のものについては、撤去・破棄できる。</p> <p>④ アスベストが混入しているおそれがある場合は、飛散等防止を行いながら別に集積し、法令等に従って処理を行う。</p>
【作業フロー】
<p>【凡例】          ———→ 作業フロー          - - - - -→ 処理フロー</p>
【留意点】
<p>① 家屋の解体等は、建築・土木関係の技術的な事務もあるため、技術系部署の応援を要請する必要がある。</p> <p>② 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。</p> <p>③ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。</p> <p>④ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。</p> <p>⑤ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、粉塵等の飛散防止等のため適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。</p> <p>⑥ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。</p>

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-15-1】（平成26年3月31日、環境省）

## 2) 被災家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は、「公費解体・撤去マニュアル（第5版）」（令和6年6月、環境省）を参考に、本町で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）にあたっては、重機による作業・設計・積算・現場管理等など土木・建築部局など関係部局を含めた対応をとる必要がある。

そのため、事前に関係部局との連携について検討しておく。

庁内体制における事前準備、関係者確保に関する体制を表2-6-21、解体撤去方針の決定に関する体制を表2-6-22へ示す。

表2-6-21 事前準備、関係者の確保（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（廃棄物担当班）
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物解体等に係る技術職員の確保（技術的支援）</li> <li>・ アスベスト含有建築物の情報把握</li> <li>・ 解体対象の家屋の選定</li> <li>・ 補助金に適合する基準の確認</li> <li>・ 解体、撤去業者の確保</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パトロール及び地区からの情報提供を募る</li> <li>・ 状況に応じて府に応援要請</li> </ul>

表2-6-22 解体・撤去の方針決定～実施（担当課における体制）

項目	内容	
対応者	・ 救助部（廃棄物担当班）	
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部局との調整</li> <li>・ 府等と補助金、及び実施に際しての人的支援の要請</li> <li>・ 対象の家屋の選定</li> <li>・ 家屋等の所有者との調整</li> <li>・ 解体、撤去にかかる費用負担について、所有者との調整</li> </ul>	
	実施方法	・ 災害対策本部と調整により実施の検討
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府等への応援要請</li> <li>・ 補助金に適合するような、現場管理、記録</li> <li>・ 解体業者への指示等</li> </ul>	
	実施方法	・ 府等の助言及び協力のもと実施

表2-6-23 南河内環境事業組合との役割分担

項目	内容
対応者	南河内環境事業組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局、総務企画課（事務）職員</li> <li>・ 第1清掃工場、第2清掃工場（技術）職員</li> </ul>
実施すべき事項	解体撤去現場から搬入される場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入品目および受入量について、適正処理の検討</li> <li>・ 受入量の平準化調整</li> </ul>

項目	内容
実施方法	・受入品目、受入量の平準化について調整するため、解体・撤去スケジュール等を組合構成市町村と調整

### <公費解体の手順>

公費解体を行う場合の手順を図2-6-7に示す。

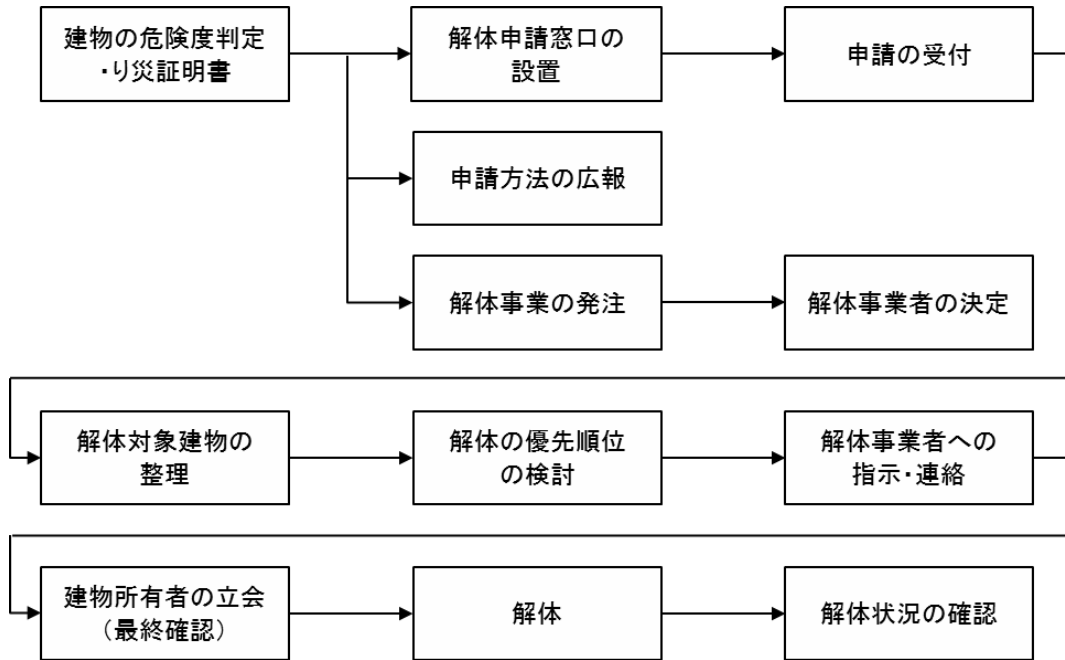


図2-6-7 公費解体における手順の例

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）図 2-2-3 を編集

### <業者との契約>

公費解体については、申請件数が少ない場合には1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定する。ただし、大規模災害において、1件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要がある。

### <石綿対策>

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、アスベストに関する事前調査が必要となる。

事前調査により把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

石綿含有建材を使用した被災家屋の解体・撤去、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)」を参照して安全に配慮する。

### <太陽光パネル、蓄電池等への対応>

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電のおそれがあるため、取扱いに注意する。

電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

## (8) 選別・処理・再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し可能な限り分別を行う。

分別品目の種類は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決定する。

廃棄物の腐敗等への対応を検討する。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。

廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等については巻末資料 表17に示す。

表2-6-24 災害廃棄物の分別・処理・再資源化（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 救助部（廃棄物担当班）
実施すべき事項	・ 廃棄物の種類ごとに処理方法・留意事項の確認 ・ 処理施設との調整 ・ 補助金の適合する、分別、処理、再資源化方法の確認
実施方法	・ 府へ協力要請 ・ 処分先の調査

## (9) 最終処分

対象地域では、資源ごみ以外の不燃物の処理について、南河内環境事業組合で破碎・焼却処理後、大阪湾広域環境臨海環境整備センターに埋め立て処分を委託している。

施設の被災などで不燃物の処理が行えない場合は、広域的に処分を行う必要が考えられるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討する。最終処分場の確保が困難な場合、府へ支援を要請する。

なお、最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリートくず等の一時的保管場所としての利用を検討する。

最終処分場一覧については巻末資料 表18に示す。

## (10) 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、府への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。府への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ①倒壊建物等の解体・撤去
- ②一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④二次仮置場からの収集運搬
- ⑤処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

### (11) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ府及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

有害・危険性廃棄物処理の留意事項については巻末資料 表19に示す。

### (12) 思い出の品等

思い出の品等は、表2-6-25のように定める。

思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

表2-6-25 思い出の品等の取扱いルール

項目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

### (13) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

その他地域特性のある災害廃棄物の発生が予想される自治体等においては、可能な場合は発生量の推計を行い、平時の処理方法や処理先を踏まえ発災時の処理処分先を検討することが望まれる。

表2-6-26 地域特性のある災害廃棄物の例

・文化財      ・農業資材      ・農業用機器

## 7章 災害廃棄物処理実行計画

発災前に作成した処理計画に基づき、府が作成する基本方針・実行計画を参考に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて実行計画の作成を検討する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表2-7-1のとおりとする。

表2-7-1 実行計画の項目例

1	実行計画の基本的考え方
1.1	基本方針
1.2	実行計画の特徴
2	被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1	被災状況
2.2	発生量の推計
2.3	災害廃棄物の性状
3	災害廃棄物処理の概要
3.1	災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方
3.2	町内の処理・処分能力
3.3	処理スケジュール
3.4	処理フロー
4	処理方法の具体的な内容
4.1	仮置場
4.2	収集運搬計画
4.3	解体・撤去
4.4	処理・処分
5	安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1	安全・作業環境管理
5.2	リスク管理
5.3	健康被害を防止するための作業環境管理
5.4	周辺環境対策
5.5	適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
5.6	貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
5.7	取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6	管理計画
6.1	災害廃棄物処理量の管理
6.2	情報の公開
6.3	都道府県、市町村等関係機関との情報共有
6.4	処理完了の確認（跡地返還要領）

## 8章 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、都道府県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となり、市町村においては必要な人員確保に留意する必要がある。

また、国への申請等の手続きは都道府県を経由して行われることになるが、都道府県は必要な手続きの内容、留意事項に係る周知等、市町村の支援に努める。（補助事業の詳細については、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月）」（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参照。）

### 1) 災害等廃棄物処理事業

補助対象事業： 暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理

対象事業主体： 市町村、一部事務組合、広域連合、特別区

補助率： 2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり。）

対象廃棄物：

- 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物）
- 災害により便槽に流入した汚水（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外）
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）
- 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

### 2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

補助対象事業：災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

対象となる事業主体：都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他

補助率：2分の1

### 3) 町の補正予算

災害等廃棄物処理事業を進めるにあたり、町の廃棄物担当部門の予備費では収まらない場合は、補正予算を編成する必要がある。災害の状況によっては1回の補正では済まないケースもある。

しかし、補正予算で支給額を増額しても町自体に予算がなければ当然のことながら歳出予算の補正はできず、金額が大きい場合には起債・一時借入（一借）せざるを得ない。

このため、補助金受領に向けた事務の円滑な処理により、一借期間を最小限度にし、災害廃棄物処理事業による町財政への悪影響を極力防ぐ必要がある。

また、補正予算は単に災害等廃棄物処理にとどまらず、インフラの復旧や避難所の運営経費等、それぞれの担当部局が財政部門と協議を重ねることとなる。そのため、特に歳入の柱となる各省庁の補助制度については、担当部局及び財政部門とも十分に理解する必要がある。

災害対策という急施を要する状況では、地方自治法第179条専決（処分）が用いられた例もある。災害廃棄物処理費用が多額に上る際には、費用の必要性和根拠を多方面に説明し、理解を得て慎重に対応する。

## 9章 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、国の指針や町が作成する地域防災計画が改定された場合等に見直す。さらに、一般廃棄物処理計画が改定された場合等には、その内容を確認の上、処理施設の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直すことがある（図2-9-1参照）。

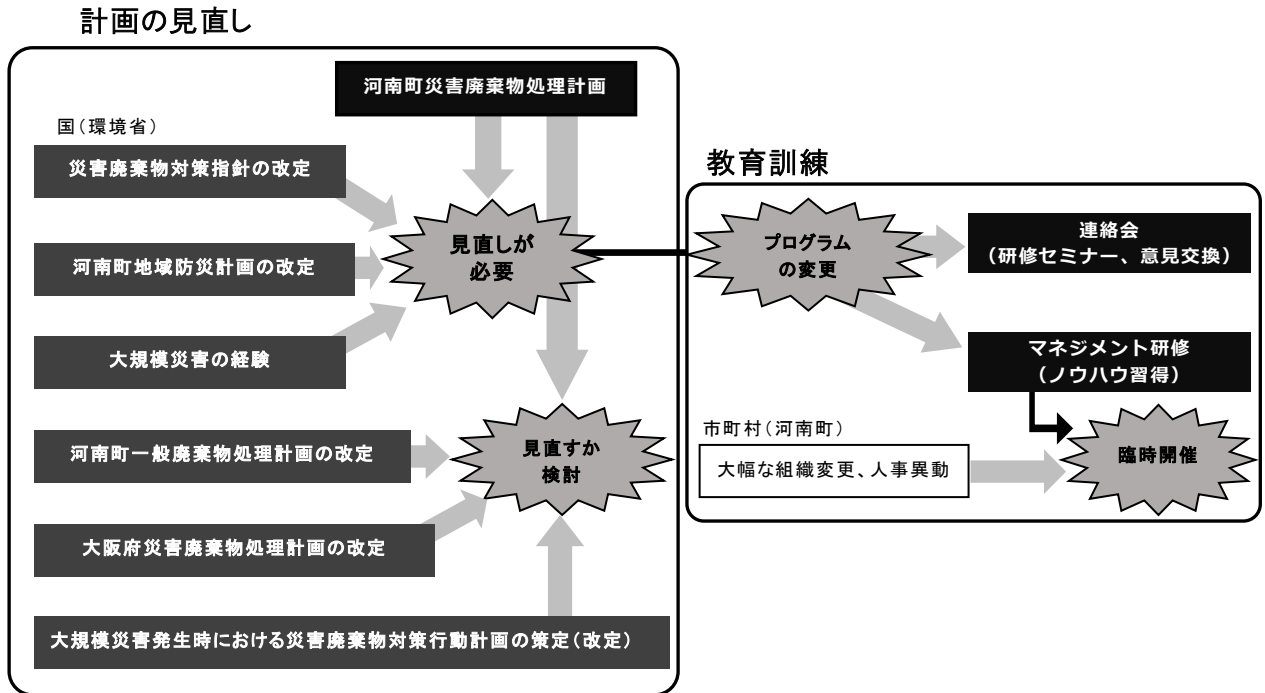


図2-9-1 計画の見直しと教育訓練の考え方

## 卷末資料

## 2 編 災害廃棄物対策

### 2 章 情報収集・連絡

#### (2) 国、近隣他都道府県等との連絡

表1 連絡先一覧

##### ア) 近隣市町村

市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
富田林市	環境衛生課	584-8511	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000 無線 514-146	0721-26-2386
河内長野市	環境衛生課	586-8501	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111 無線 516-408	0721-56-3160
大阪狭山市	生活環境 G	589-8501	大阪狭山市狭山1-2384 -1	072-366-0011 072-367-7953 無線 531-515	072-367-7953
太子町	環境農林課	585-8585	太子町大字山田88	0721-98-0300 0721-98-5522 無線 540-243	0721-98-4514
千早赤阪村	住民課	585-8501	千早赤阪村水分180	0721-72-0081 無線 542-255	0721-72-1880
羽曳野市	環境保全課	583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111	072-958-8827
柏原市	環境対策課	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-972-1501 072-972-1534	072-972-3163
藤井寺市	環境衛生課	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111 072-939-1077	072-936-9777

注：羽曳野市、柏原市、藤井寺市は協定（ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書）を結んでいるため記載

##### イ) 近隣廃棄物関係一部事務組合

組合名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
南河内環境事業組合	584-0054	富田林市大字甘南備2345	0721-33-6584	0721-34-7980
柏羽藤環境事業組合 （ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）	582-0027	大阪府柏原市円明町666	072-976-3333	072-976-3331

注：柏羽藤環境事業組合は協定（ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書）を結んでいるため記載

##### ウ) 府内一般廃棄物処理施設（市町村設置）

###### 1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
南河内環境事業組合 第1清掃工場	南河内環境事業組合	584-0054	富田林市大字甘南備2345	0721-33-6584
南河内環境事業組合 第2清掃工場	南河内環境事業組合	584-0085	河内長野市日野 1564-3	0721-55-7456
柏羽藤クリーンセンター	柏羽藤環境事業組合	582-0027	柏原市円明町666	072-976-3333

注：柏羽藤クリーンセンターは協定（ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書）を結んでいるため記載

## 2) 最終処分場

施設名	搬入基地	住所	電話番号	事業主体
泉大津沖埋立処分場 (泉大津市夕凧町地先)	泉大津基地	泉大津市夕凧町地先	0725-31-1017	大阪湾広域臨海環境整備センター (フェニックスセンター) 〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル9階 TEL: 06-6204-1721
大阪沖埋立処分場 (大阪市此花区北港緑地地先)	堺基地	堺市西区築港新町4-4	072-243-4931	

## 3) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
南河内環境事業組合 資源再生センター	南河内環境事業組合	589-0004	大阪狭山市東池尻6-1622-1	072-365-0471
柏羽藤環境事業組合 芝山衛生センター	柏羽藤環境事業組合	582-0022	柏原市国分市場1-11-35	072-977-3500
河内長野市 衛生処理場	河内長野市	586-0036	河内長野市高向2092	0721-62-5522 0721-53-1111

注：芝山衛生センターは協定（ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書）を結んでいるため記載

## エ) 防災関係機関（消防、警察など）

機関名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
大阪府富田林警察署	584-0032	富田林市常磐町2-7	0721-25-1234	
大阪南消防組合 富田林消防署	584-0036	富田林市甲田1-7-1	0721-23-0119	0721-23-9913
陸上自衛隊 第37普通科連隊	594-0023	和泉市伯太町	0725-41-0090	

## オ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-3581-3351 03-5521-8358	03-3593-8263
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省	近畿地方環境事務所	530-0042	大阪市北区天神橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階	06-6881-6502	06-6881-7700

## カ) 大阪府の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎	06-6210-9562	06-6210-9561
	健康医療部 生活衛生室環境衛生課（し尿）	540-0008	大阪市中央区大手前3-2-12 別館2階	06-6944-9180	06-6944-6707

キ) 廃棄物収集処理委託業者

業者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
阪南清掃株式会社	584-0039	富田林市美山台5-1	0721-23-6558	0721-23-3003
藤野興業株式会社	584-0045	富田林市山中田町1-11-8	0721-24-0118	0721-24-2709

ク) 支援要請先

業者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
大栄環境株式会社	594-1144	和泉市テクノステージ2-3-28	0725-54-3061	0725-51-3133

3章 協力・支援体制

(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

表2 災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成17年2月1日	中河内・南河内地域災害相互応援協定	八尾市・富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・東大阪市・大阪狭山市・太子町・千早赤阪村	災害時の広域的な応援について定めたもの。
平成23年9月1日	堺市と南河内地域6市2町1村との災害時の相互応援協定	堺市・富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・千早赤阪村	大規模災害が発生した場合に締結市町村間において広域的な応援について定めたもの。
平成26年7月23日	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	災害発生時における被害の拡大、2次災害防止に関して定めたもの。
平成29年6月1日	ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・千早赤阪村・南河内環境事業組合・羽曳野市・柏原市・藤井寺市・柏羽藤環境事業組合	災害等により廃棄物の処理に支援が必要となった際の、相互の廃棄物の収集運搬および処理等の支援に関する基本的な事項を定めたもの

(3) 民間事業者団体等との連携

表3 民間事業者との災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成29年4月1日	災害時救援協定	阪南清掃株式会社	災害廃棄物等（ごみ）の収集運搬
平成29年4月1日	災害時救援協定	藤野工業株式会社	災害廃棄物等（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬
平成29年4月1日	災害時救援協定	八光工業株式会社	災害廃棄物等（浄化槽汚泥）の収集運搬
令和2年9月16日	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	災害廃棄物処理計画策定から最終処分まで全体的な支援

## 5章 一般廃棄物処理施設等

### (1) 一般廃棄物処理施設の現況

表4 本町の一般廃棄物処理施設

#### ①本町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	住所、連絡先
南河内環境事業組合 第1清掃工場	焼却	住所：富田林市大字甘南備2345番地
	破砕	電話番号：0721-33-6584
南河内環境事業組合 第2清掃工場	焼却	住所：河内長野市日野1564-3
	破砕	電話番号：0721-55-7456
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿	住所：大阪狭山市東池尻六丁目1622番地の1
		電話番号：072-365-0471

#### ②一般廃棄物処理施設被災時の確認内容

項目	内容
対応者	・救助部（災害廃棄物担当班）
確認内容	・南河内環境事業組合のごみ及びし尿処理施設の被災状況把握 ・処理委託事業者との情報交換及び連絡調整
実施方法	・電話、FAX、メールによる連絡、現場視察ヒアリング等

表5 一般廃棄物処理施設被災時の受入条件等

施設名称	施設概要	受入可能な廃棄物	受入条件	施設の処理能力
南河内環境事業組合 第1清掃工場	焼却	通常の一般廃棄物等で焼却処理が可能なもの	太さ25cm以上、長さ150cmを超えないもの 最大辺が180cmを超えないもの	300t/日
南河内環境事業組合 第2清掃工場	焼却	通常の一般廃棄物等で焼却処理が可能なもの	太さ25cm以上、長さ150cmを超えないもの 最大辺が180cmを超えないもの	190t/日
藤野興業株式会社 資源リサイクルセンター	資源化	ペットボトル・プラスチック・びん・缶	通常どおり	—
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿	し尿、浄化槽汚泥、有機性廃棄物	有機性廃棄物については受入量に限度あり	77kl/日 (有機性副資材3t/日)

表 6 一般廃棄物処理施設 被災時の確認事項

施設名称	施設概要	施設の被災状況
南河内環境事業組合 第1清掃工場	焼却	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）
		ピット残： t
南河内環境事業組合 第2清掃工場	焼却	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）
		ピット残： t
藤野興業株式会社 資源リサイクルセンター	資源化	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）
		ピット残： t
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）

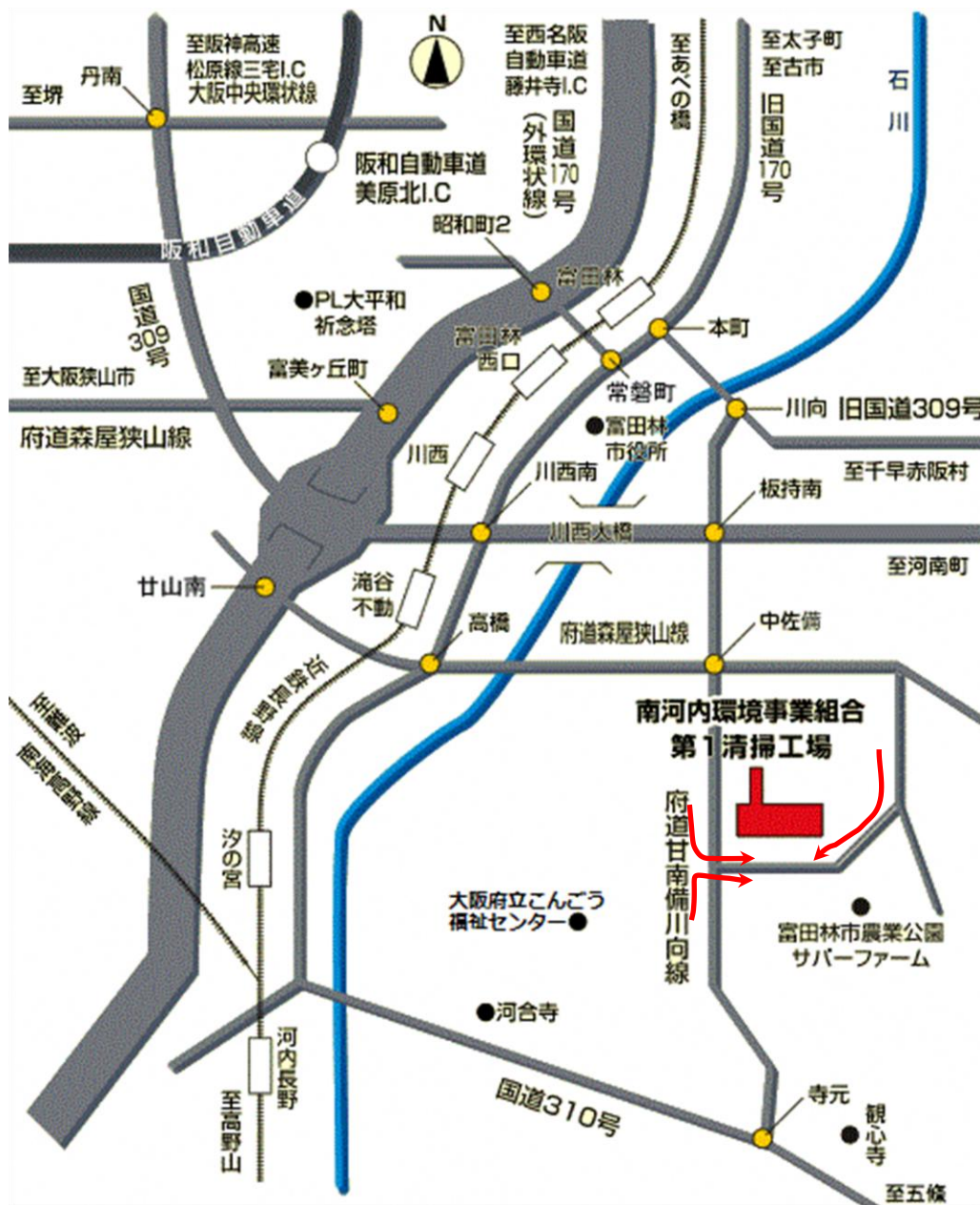
表 7 関連団体・組合

施設名称	施設概要	住所、連絡先
資源リサイクルセンター 山城工場 (藤野工業株式会社)	資源ごみ中間処理施設	河南町大字山城165 電話番号：0721-93-1805 ファックス：0721-93-1844
し尿処理施設 河内長野市 衛生処理場	膜分離・高負荷 36kl/日 汚泥：脱水、焼却 高度処理：膜分離、活性炭吸着 運転：委託 放流先：加賀田川 施工：旧日本鋼管(株)(現JFE)	河内長野市高向2092 電話番号：0721-62-552 0721-53-1111
ごみ処理施設 柏羽藤環境事業組合 柏羽藤クリーンセンター	処理能力：150 t/日×3炉 ストーカ式全連続 施工：川崎重工業(株)	柏原市円明町666 事務局 電話番号：072-976-3333 ファックス：072-976-3331
ごみ処理施設 柏羽藤環境事業組合 不燃物処理資源化施設	処理能力：20t/5h 処理：資源ごみの選別 圧縮・梱包 ストックヤード：45 m <sup>2</sup> （屋内） +104 m <sup>2</sup> （屋外） 施工：(株)タクマ	羽曳野市川向23番地 事務局 電話番号：072-976-3333
ごみ処理施設 柏羽藤環境事業組合 不燃物処理資源化施設	処理能力：1.5t/5h 処理：ペットボトルの減容・圧縮 ストックヤード：100 m <sup>2</sup> （屋外） 施工：鎌長製衡(株)	事務局 電話番号：072-976-3333
し尿処理施設 柏羽藤環境事業組合 芝山衛生センター	高負荷・脱窒素参加 290kl/日 汚泥：遠心脱水（し渣焼却） 高度処理：－ 運転：直営 放流先：－ 施工：アタカ大機(株)	柏原市国分市場一丁目11-35 電話番号：072-977-3500 ファックス：072-977-8681 事務局 電話番号：072-976-3333

施設名称	施設概要	住所、連絡先
最終処分場 柏羽藤環境事業組合 雁多尾畑最終処分場	埋立対象：焼却残渣 埋立残余容量：104,566m <sup>3</sup> (R4年度末) 放流先：大和川	柏原市雁多尾畑1750番地外 事務局 電話番号：072-976-3333

表 8 収集運搬車両（一般廃棄物分）

所有者等	車両種別・台数	備考
阪南清掃(株)	2 t パッカー車 11台 3 t パッカー車 11台 4 t パッカー車 7台 2 t ダンプ 3台	委託業者
藤野工業(株)	軽四バキューム車 1台 2 t バキューム車 4台 4 t バキューム車 1台 10 t バキューム車 2台	委託・許可業者
八光海運(株)	2 t バキューム車 1台 4 t バキューム車 1台	許可業者



南河内環境事業組合ホームページより

図1 一般廃棄物処理施設の位置図(1)



南河内環境事業組合ホームページより

図2 一般廃棄物処理施設の位置図(2)

## (2) 仮設トイレ等し尿処理

### 【仮設トイレ等の種類】

仮設トイレを含む災害対策トイレには下表のようなものがある。

仮設トイレの設置には通常1～3日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや管理型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

表9 仮設トイレ等の備蓄状況

種類	備蓄数
携帯型トイレ	5,100回分
簡易型トイレ	23基
仮設トイレ（組立型）	49基
マンホールトイレ	3基

表10 災害対策トイレの種類

災害対策トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋（し尿をためるための袋）を指す。 吸水シートがあるタイプや粉末状の凝固剤で水分を安定化させるタイプ等がある。	使用すればするほどごみの量が増えるため、保管場所、臭気、回収・処分方法の検討が必要。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を溜めるタイプや機械的にパッキングするタイプなどがある。し尿を単に溜めるタイプ、し尿を分解して溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがある。	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要。
仮設トイレ（ボックス型）	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。最近は簡易水洗タイプ（1回あたり200cc程度）が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑えられる機能を持っている。	ボックス型のため、保管場所の確保が課題となる。便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっている。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
仮設トイレ（組立型）	災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置される組立型のトイレ。パネル型のものやテント型のものなどがあり、使用しない時はコンパクトに収納できる。	屋外に設置するため、雨や風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。

災害対策トイレ型式	概要	留意点
マンホールトイレ	マンホールの上に設置するトイレである。水を使わずに真下に落とすタイプと、簡易水洗タイプがある。上屋部分にはパネル型、テント型などがあり、平常時はコンパクトに収納できる。入口の段差を最小限にすることができる。	迅速に使用するために、組立方法等を事前に確認することが望ましい。屋外に設置するため、雨風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。プライバシー空間を確保するため、中が透けないことや鍵・照明の設置などの確認が必要で、設置場所を十分に考慮する必要がある。
自己処理型トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、オガクズやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがある。	処理水の循環等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理も必要。
車載型トイレ	トラックに積載できる（道路交通法を遵守した）タイプのトイレで、道路工事現場など、移動が必要な場所等で使用する。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択ができる。	トイレと合わせてトラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
災害対応型常設トイレ	災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型の水洗トイレのことを指す。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。

## 6章 災害廃棄物処理対策

### (5) 仮置場

#### 1) 仮置場候補地の選定

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

<p>《選定を避けるべき場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。</li> <li>・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。</li> <li>・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。</li> <li>・浸水想定区域等は避ける。</li> </ul> <p>《候補地の絞り込み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。</li> <li>・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。</li> <li>・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借上げ）</li> <li>・アスファルト等舗装してある場所が望ましい。</li> <li>・候補地に対する他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認する。（防災担当部署と協議しておく）</li> <li>・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。</li> <li>・長期間の使用が可能。</li> <li>・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。</li> </ul>
--

表11 仮置場の開設にあたって必要なもの

項目	内容
資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の下に敷くシート</li> <li>・粗選別等に用いる重機 （例：フォーク付のバックホウ）</li> <li>・仮置場の周辺を囲むフェンス</li> <li>・飛散防止のためのネット</li> <li>・分別区分を示す立て看板</li> <li>・害虫発生防止のための薬剤</li> <li>・タイヤ洗浄機</li> <li>・作業員の控室 など</li> </ul>
人員 （仮置場の管理・指導）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の全体管理</li> <li>・車両案内</li> <li>・荷降ろし・分別の手伝い</li> <li>・夜間の警備（不法投棄・盗難防止） など</li> </ul>

出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）

(6) 環境対策、モニタリング

2) 環境影響とその要因

表12 災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散</li> </ul>
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響</li> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散</li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響</li> <li>・中間処理作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材）の処理によるアスベストの飛散</li> <li>・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生</li> <li>・焼却炉（仮設）の稼働に伴う排ガスによる影響</li> </ul>
騒音・振動	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生</li> </ul>
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動</li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生</li> <li>・仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動の発生</li> </ul>
土壌	被災現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響</li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響</li> </ul>
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響</li> </ul>
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出</li> <li>・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出</li> <li>・焼却炉（仮設）の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水（排水）の公共用水域への流出</li> </ul>
その他 (火災)	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災発生</li> </ul>

表13 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-14-7】（平成26年3月31日、環境省）

(8) 選別・処理・再資源化

表14 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。</li> </ul>
木くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要性が生じる場合もある。</li> </ul>
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。</li> </ul>
家電類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、買い替え等に併せ、原則として所有者が家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。</li> <li>・町が処理する場合においては、「災害廃棄物対策指針」を参考に、次のとおり処理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を分別し、仮置場にて保管する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要である。</li> </ul> </li> <li>○破損・腐食の程度等を勘察し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを判断し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。</li> <li>○リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼する必要がある。</li> <li>※なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。</li> <li>・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。</li> </ul>
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チップ化することで燃料等として再資源化が可能。火災等に注意しながら処理する。</li> </ul>

種類	処理方法・留意事項等
漁網	・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
廃自動車	・被災した自動車（以下「廃自動車」という。）及び被災したバイク（自動二輪車及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。また、廃自動車及び廃バイクを合わせて、以下「廃自動車等」という。）は、原則として使用済自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正に処理を行う。なお、廃自動車等の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となる

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集

## （9）最終処分

表 15 最終処分場リスト

名称	受入可能な廃棄物	住所	能力/施設概要
大阪湾広域臨海環境整備センター	一般廃棄物	（大阪沖埋立処分場） 大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	面積 95ha 埋立容量 1,398万m <sup>3</sup>

(11) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

表16 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。</li> <li>・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>
石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにする。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。</li> <li>・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。</li> </ul>
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物は、被災町の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。</li> <li>・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。</li> </ul>
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理はエルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）</li> </ul>

種類	留意事項等
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。</li> <li>・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。</li> <li>・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。</li> <li>・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。</li> <li>・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。</li> <li>・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けます。</li> </ul>
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。</li> <li>・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集